Ⅳ. みどりの基本計画

水と親しめる流れ

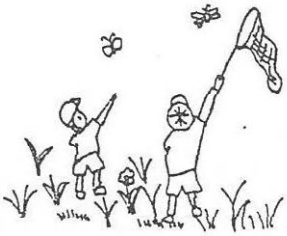

虫採り

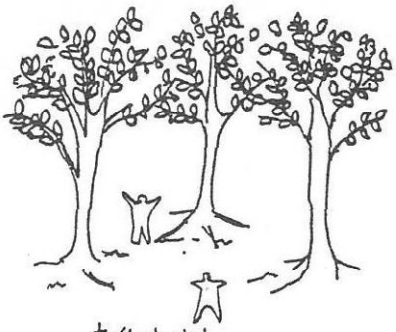

雑木林

散歩道

1．基本理念

水音と土の香りがするまち　ひの

「みどりと水の市民塾」の間で、日野市のみどりはどうあるべきか、どうなってほしいか、様々に、そして活発に議論されました。

そこでの一人ひとりが描くみどりの将来像は、人それぞれに異なり、そして、それが強い思い入れにつながっていました。

そこで、何故この市民塾に参画したのか、その『思い』について一人ひとりに振り返ってもらいました。するとそこには、『日野市の緑と水に恵まれた環境を次世代にも残していきたい』というシンプルで純粋な『願い』がありました。

そして、この『願い』は市民塾生の全員が共有できる『市民塾の願い』となり、具体的に「なにを、どうすれば、この環境を次世代に残していけるのか」を考えるきっかけになりました。

そして、全員が共通認識のもと、より具体的な内容の議論を続けるうちに、だんだんみどりの将来イメージが一つの形になっていきました。「子供たちが学校へ通う途中で、お父さんが会社に行く途中で、お母さんが買い物に行く途中で、おじいちゃんやおばあちゃんが散歩しているとき…、せせらぎが聞こえ、土や風の香をふっと感じることができたらいいなあ」

皮肉なことに、これらの光景はかつて、私たちの日常生活の中にごく当たり前のようにあったものでした。そしてこれらは、私たち自らが、生活の便利さの代償に手放してしまったものかもしれません。そして今では、誰もが懐かしく思い、できることなら取り戻したいと望んでいる、過去の日野のまちなのかもしれません。

『水音と土の香りがするまち　ひの』

これが、市民塾生一人ひとりの思いが結実した、将来のまちの姿です。

そして、これを基本理念とし、これをもとに、市民・市民団体・企業・行政がパートナーシップを組み、日野の原風景である日野緑地や多摩丘陵などの緑の保全、浅川、多摩川、湧水、用水などの水の保全、また、これらと一体となった樹林地や都市農地の保全、市民の身近な憩いの場である公園の整備、さらには、工場や住宅などの民間施設の緑化などに積極的に取り組み、『水音と土の香りのするまち　ひの』の実現を目指して、努力していきます。

『水音と土の香りがするまち　ひの』

この言葉には、市民塾生一人ひとりの『思い』と『決意』が込められています。

●みどりと水の市民塾生が描く日野市の将来イメージ

金剛寺　和子

2．基本的な考え方

『水音と土の香りがするまち　ひの』を実現するために、保全する（守っていく）・整備する（つくっていく）・創造する（緑化していく）・育成する（ひろめていく）という４つの考え方を基本として、計画を推進していきます。

●計画の考え方

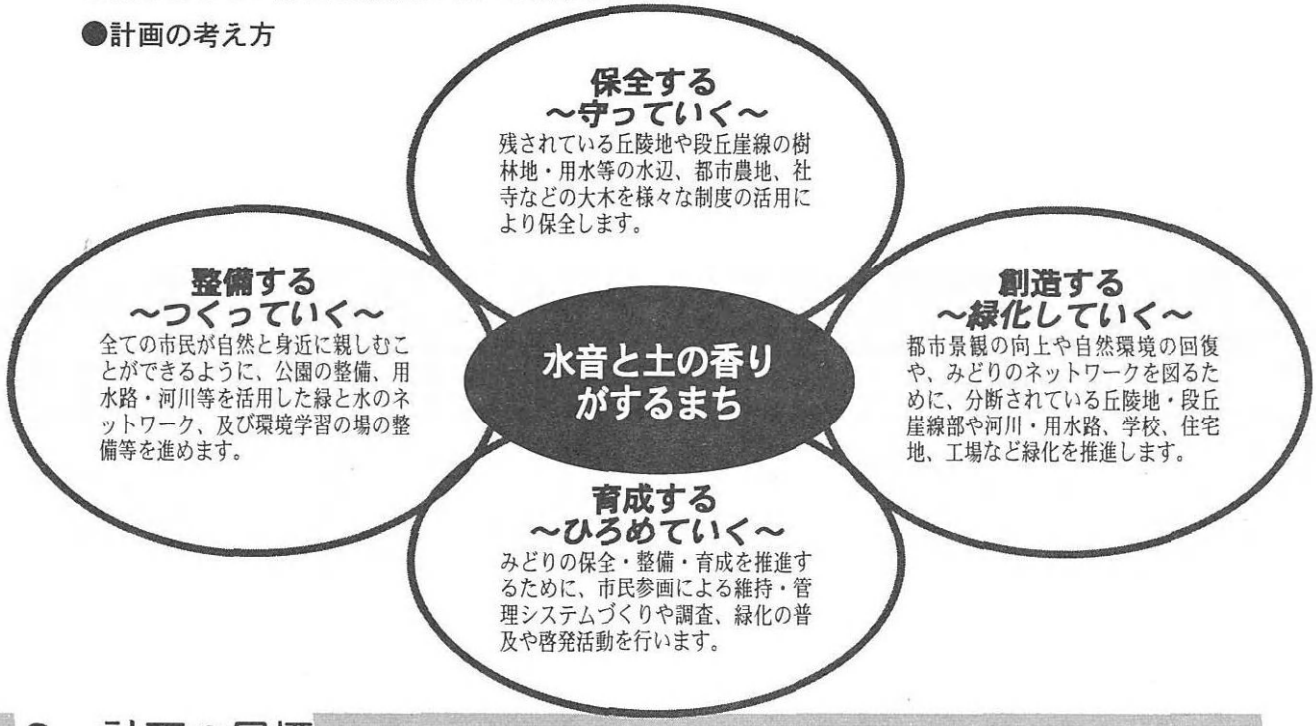

3．計画の目標

1）計画の目標水準の考え方～『整備目標』と『確保目標』～

公園などのみどりを整備する際には、その用地を取得することや市民のみなさんが安全に利用するための施設の整備が必要です。また、地権者の方との調整などにより多くの時間を要します。

このように、みどりを整備するためには、多くの「費用」と、「時間」がかかり、今日の経済情勢の中では十分な費用を確保することは難しい状況となっています。

しかし、一方では良好な居住環境を維持していくために、現在残されているみどりを可能な限り保全し、身近な公園の整備などを進めていくことが必要です。

加えて、みどりの広域的なつながりなどの観点から、東京都の「緑の東京計画」への整合も求められ、「広域的な視点」からも緑の保全が必要となってきます。

そこで、みどりの基本計画では、『費用』・『時間』・『広域性』の３つの視点を踏まえた**「整備目標」と「確保目標」**という２つの計画の目標水準を設定します。考え方については次の通りです。

「整備目標」とは…
- 目標年次（平成 22 年）において、社会情勢や市の財政状況を踏まえた実現可能性が重視される目標（費用と時間の視点から、実現可能性を検討した目標）。
- 目標年次までに、市民のみなさんが利用できるみどりとして整備していく目標。

「確保目標」とは…
- 目標年次（平成 22 年）において、すでに整備されている公園などを含めて、将来確保すべき緑地を、都市計画決定や緑地保全地区などの指定により、開発されないよう担保していく目標（費用と時間の視点から、市民のみなさんが利用できるよう整備することは難しいが、開発されないよう確保していくみどりを含む目標）。
- 緑の東京計画において必要な緑地の整備量を含む目標。
- 市民・市民団体・企業・行政がパートナーシップのもとに、その実現に向けて日々努力していく目標。

2）計画の目標

残されている豊かなみどりを次世代へ継承し、「水音と土の香りのするまち　ひの」を実現するために、平成22年度の実現を目指した「整備目標」と、将来あるべき理想の姿を描いた「確保目標」を次に示します。なお、（　　）内は確保目標を表しています。

①市域面積の約33%（35%）にあたるみどりを保全・創出します。

多摩丘陵や崖線の樹林地、浅川や多摩川などの河川、低地部に広がる農地など、残された自然環境を保全していくとともに、公園整備等の充実を図り、市域面積の約３３％のみどりを整備していきます。

特に、農の拠点における面的な広がりをもつ農地は、生産緑地地区※の拡充を行い骨格的な緑地として位置づけます。

●みどりの整備目標と確保目標

	整備目標	確保目標
みどりの目標水準	概ね33% （約910ha）	概ね35% （約965ha）

目標値は都市計画区域を対象としています。

※生産緑地地区
生産緑地法にもとづき、農林業と調和した良好な都市の形成を図るものとして、500 ㎡以上の市街化区域内にある農地を対象に市が都市計画に定める地域地区です。

②公園・緑地の整備目標量は、一人当たり約7㎡／人（32㎡／人）とします。

公園・緑地の整備目標量は、身近な公園である住区基幹公園の整備や大規模公園の拡充を図り、市民１人当たり公園・緑地面積を７㎡／人とします。また、この公園整備と合わせ、都市計画決定等により約32㎡／人の公園緑地面積を確保していきます。特に、身近な公園については、市民の気軽な利用を考え、バランスに心がけて配置していきます。

●公園緑地の目標水準

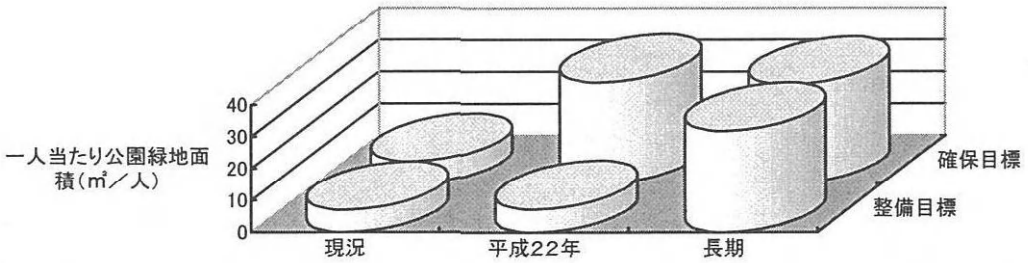

※一人当たりの公園緑地面積は、平成 22 年の想定人口（東京都昼夜間人口統計を参考）を184,000 人と設定しています。

③市民団体やボランティアをネットワーク化する組織の設立を目指します。

市内には、たくさんの市民団体やボランティアの方々がいます。が、個々に活動していることが多く、お互いの連携は弱いと言えます。

市が主体となり、市民団体やボランティアをネットワークできる仕組みをつくり、みどりの保全や緑化活動などが行えるように基盤を整えていきます。

●丘陵地・崖線の緑（「緑の骨格軸」と「緑の拠点」）

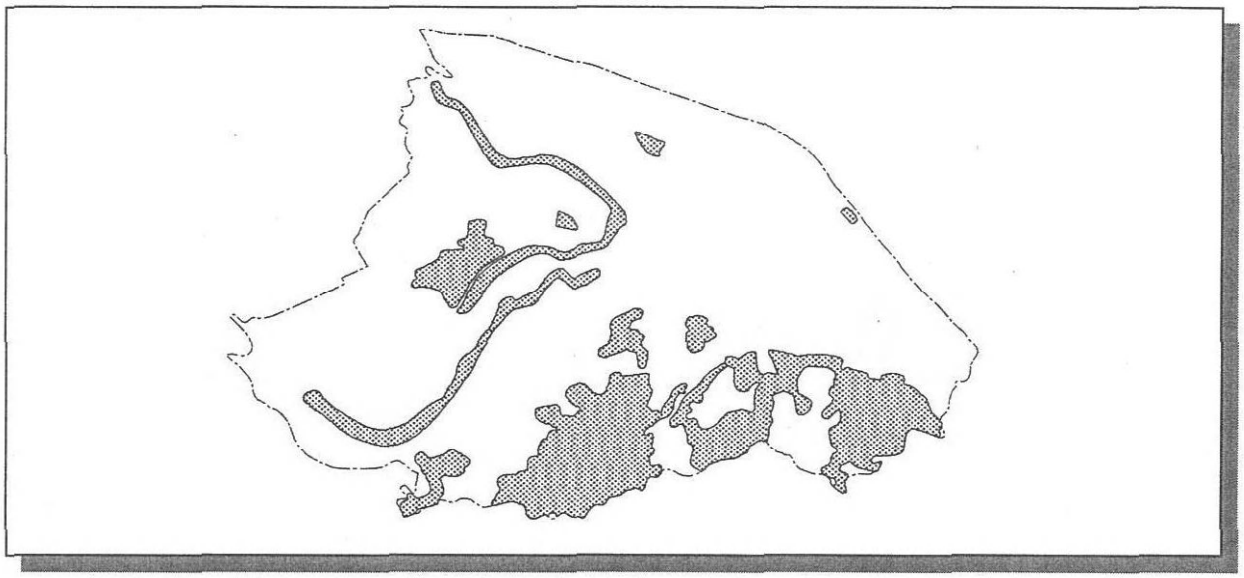

●河川・用水・湧水（「水の骨格軸」と用水・湧水）

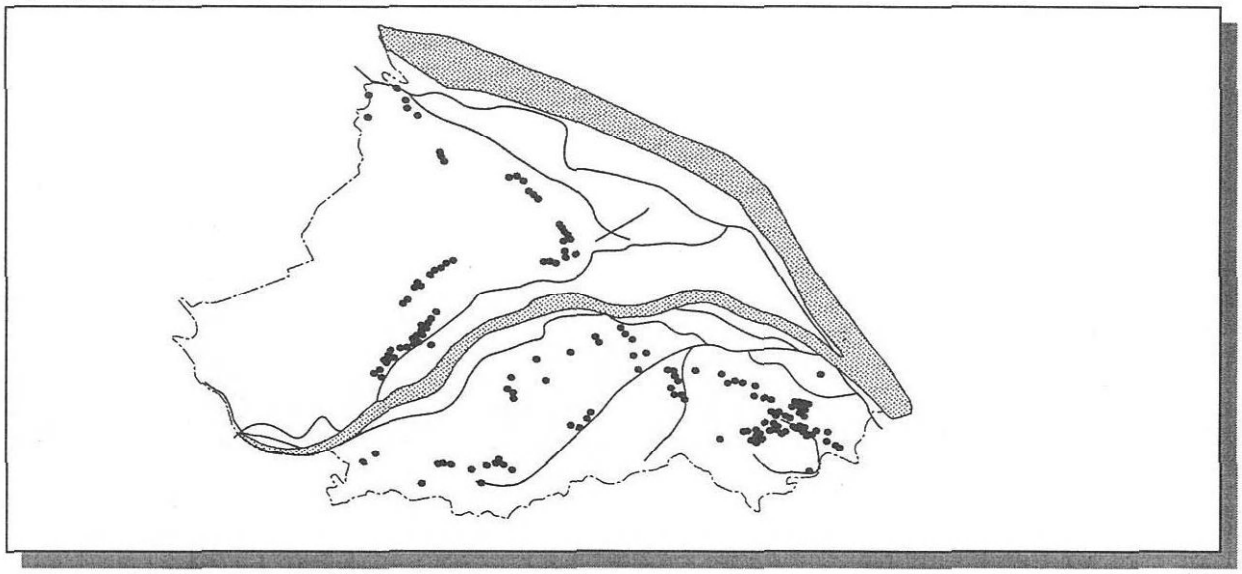

●都市農地（「農の骨格軸」と「農の拠点」）

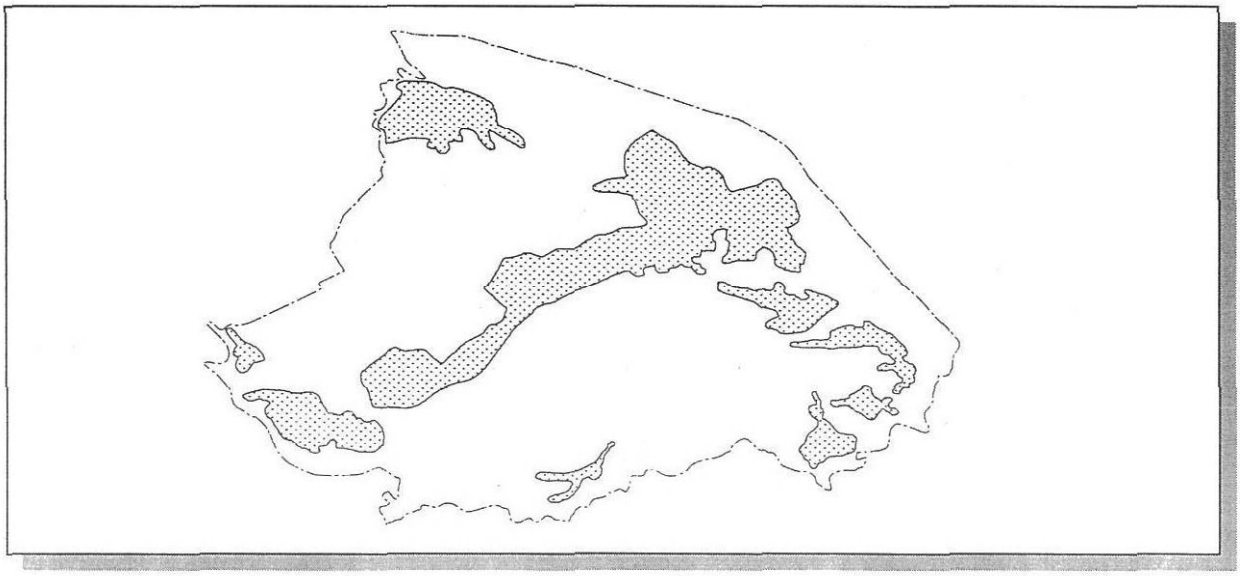

4. みどりと水の将来像

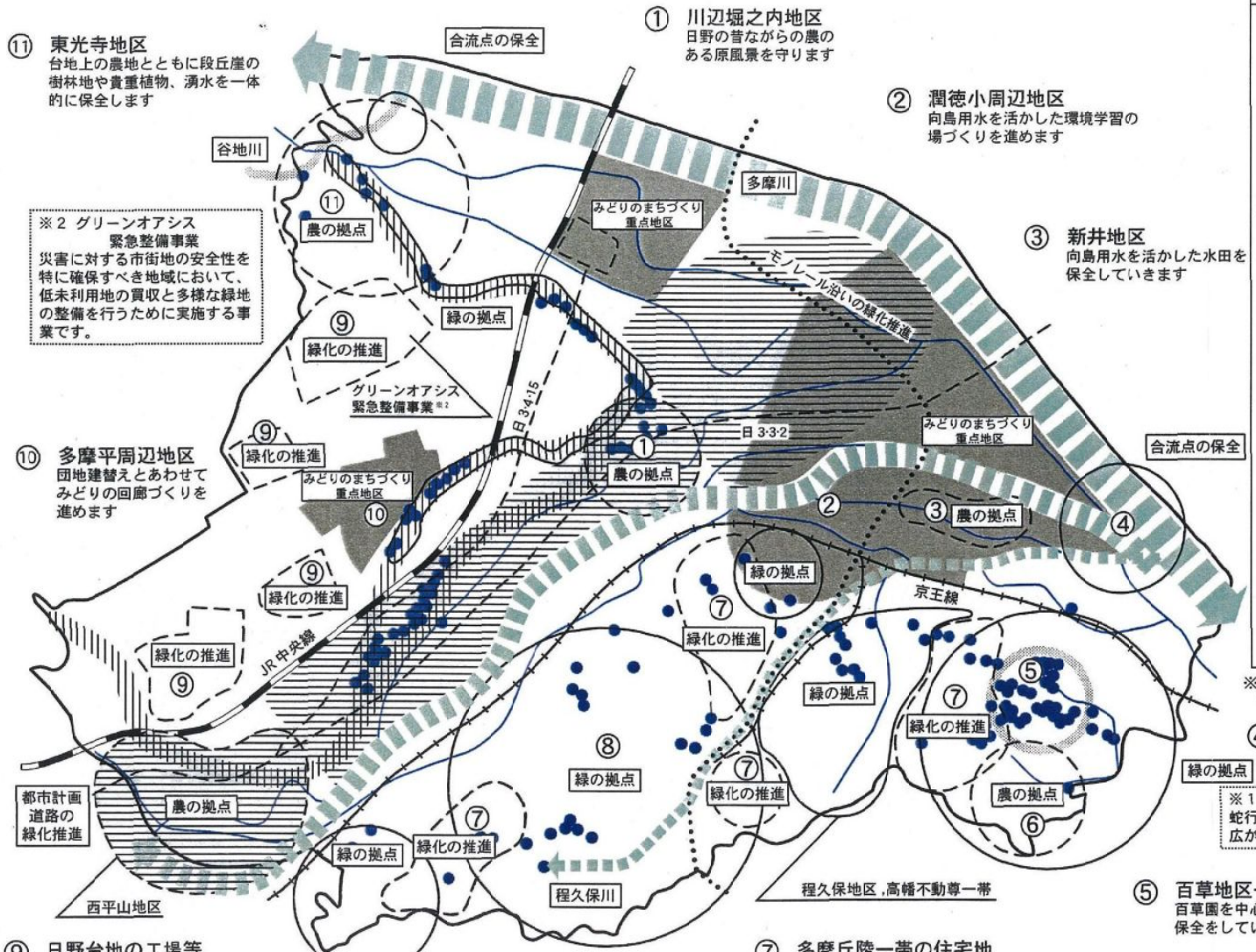

凡例			将来像説明
緑化重点地区		緑の拠点	貴重な動植物の生息・生育の場、あるいは都市景観を構成する上でのランドマークとして、百草地区一帯や程久保地区一帯、高幡不動尊一帯、七生公園一帯、平山地区一帯をはじめとする大規模樹林地を位置づけます。
		農の拠点	日野市の特徴である田園景観であるとともに、市の産業と市民生活を支える食糧生産地として、倉沢地区一帯、新井地区、西平山地区、川辺堀之内地区、東光寺地区などの大規模に広がる農地を位置づけます。
		緑地保全重点地区	多くの湧水が沸いており、多摩丘陵の樹林地と農地が一体的であることにより、貴重な谷戸の景観が維持されている百草谷戸地区を、みどりを重点的に保全する地区として位置づけます。
		みどりのまちづくり重点地区	市民の多様なレクリエーションニーズへの対応や、市民が、自然とより身近に接する空間を創出するために、緑、河川や水路などの水辺によりネットワークの形成が図られる地区として、多摩平団地周辺地区、仲田公園周辺地区、万願寺周辺地区、高幡不動周辺地区を位置づけます。
		緑化推進地区	都市景観の向上と市街地の防災性能を向上するため、日野台地上に分布する大規模な工場や、多摩丘陵内にある大規模住宅地などを位置づけます。
		緑の骨格軸	良好な景観が構成され、生物の移動経路などとなる連続性の高いみどりとして、日野緑地及び日野緑地下崖線・湧水を位置づけます。
		水の骨格軸	日野市の自然環境や原風景を支えるみどりとして、多摩川、浅川、程久保川や用水を位置づけます。
		農の骨格軸	農業を支えるとともに、網の目のように走っている水路により大規模なネットワークが形成されている浅川左岸の一体的な農地を位置づけます。
		湧水	

※緑化重点地区を補完し、環境保全・防災上等、住環境の向上に資するまとまりのある農地についても、積極的に補完していきます。

5. 計画の構成

水音と土の香りがするまち　ひの

考え方	基本方針
保全する（まもっていく）	**●丘陵地・崖線の緑** ①緑地が持つ４つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を踏まえて、緑を周辺の自然環境と一体的に保全します ②広域的な視点により、緑を保全します ③丘陵地・崖線での開発の規制と建築物等の景観に配慮します **●河川・用水・湧水** ①河川・用水・湧水の維持・保全を図ります ②健全な水循環確保のために、丘陵地・崖線の緑及び農地の保全を図ります ③生態系に配慮した水循環ネットワークを形成します **●都市農地** ①多面的な機能を持つオープンスペースとして一体的に保全します ②魅力ある農業経営の推進と農業を続けられる仕組みをつくります ③里山の保全と利用の促進を図ります **●公共・民間施設の緑** ①住宅地やまちなかのみどりの保全を図ります
整備する（つくっていく）	**●丘陵地・崖線の緑** ①良好な動植物の生育環境を維持できるよう樹林地の質的な向上を図ります ②散策コースの整備と活用を図ります ③市民の環境学習の場に活用できる施設の整備を図ります **●河川・用水・湧水** ①河川・用水・湧水を活用した公園等の整備を図ります ②河川・用水・湧水を活用した環境学習の場の整備を図ります ③水循環を回復させ、緑と水のネットワークの形成を図ります ④河川沿いの道路を歩行空間として整備・活用します ⑤公共水域の水質の向上を図ります **●都市農地** ①農地の保全・活用により、農業を市民に理解してもらう場をつくります ②生産緑地・宅地化農地をみどりの空間として位置づけます ③里山の利用を促進します **●公共施設の緑** ①市民に利用・活用される公園をめざして整備します ②緑と水のネットワークと歩行者ネットワークの形成を図ります ③地域と一体となった日野にふさわしい学校を整備します
創造する（緑化していく）	**●丘陵地・崖線の緑** ①樹林地が分断されている丘陵地・崖線部分の緑化を推進し、緑の稜線を再生します **●河川・用水・湧水** ①緑と水のネットワークや歩行者ネットワークを形成するため、河川・用水路沿いの緑化を推進します **●公共施設の緑** ①緑と水のネットワークを形成するため、道路の緑化を推進します ②地域と一体となった日野にふさわしい学校緑化を推進します ③地域の美観や環境等に配慮した緑化を推進します **●民間施設の緑** ①住宅地やまちなかの緑化を推進します ②工場等の民間企業の緑化を推進します ③歩くことが楽しくなる緑のネットワークを形成します
育成する（ひろめていく）	◎市民の自立性をフォローできる市民参画による維持・管理システムを確立します **●丘陵地・崖線の緑** ①樹林地の保全や水辺利用促進のために、樹林地の大切さを市民に理解してもらいます ②市民参画による各種調査研究の実施を図ります **●河川・用水・湧水** ①水質の向上や水辺の利用促進のために、市民に水の大切さを理解してもらいます ②市民参画による緑と水のネットワーク、水辺の保全・活用、水循環に係わる調査研究の実施を図ります **●都市農地** ①多面的な機能を持っている都市農地の大切さを市民に理解してもらいます **●公共施設の緑** ①学校を多目的施設として活用します ②利用・活用される公園づくりのために、市民参画による調査の実施を図ります **●民間施設の緑** ①緑化を普及させる仕組みをつくります ②工場等の民間企業の緑地の開放を要請していきます ③みどりの歴史的・文化的意義を市民に理解してもらいます

6．骨格計画と展開方策

『水音と土の香りがするまち　ひの』の実現に向けて、基本方針と具体的な方策について示します。

1）みどりの保全計画

(1)丘陵地・崖線の緑の保全に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●緑地が持つ４つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を踏まえて、緑を周辺の自然環境と一体的に保全します
●広域的な視点により、緑を保全します
●丘陵地・崖線での開発の規制と建築物等の景観に配慮します

丘陵地・崖線の緑を保全するため、東京都立多摩丘陵自然公園区域※1は、現在指定されている 321.00ha の指定を継続していきます。また、重要な樹林地等に関しては、緑地保全地区※2や緑地保全地域※3等の地域制緑地※4の指定などにより保全を図っていきます。

また、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域※5については、樹林地のまとまりや広域的なつながりが重要であることから、現行指定区域の維持と都による買収を要請します。また、現行制度では、規制方式が緩やかであるため、規制の強化に向け、特別保全地区への指定内容の強化を関係機関に要請していきます。

●崖線樹林地、用水・湧水の一体的な保全（長倉　健一）

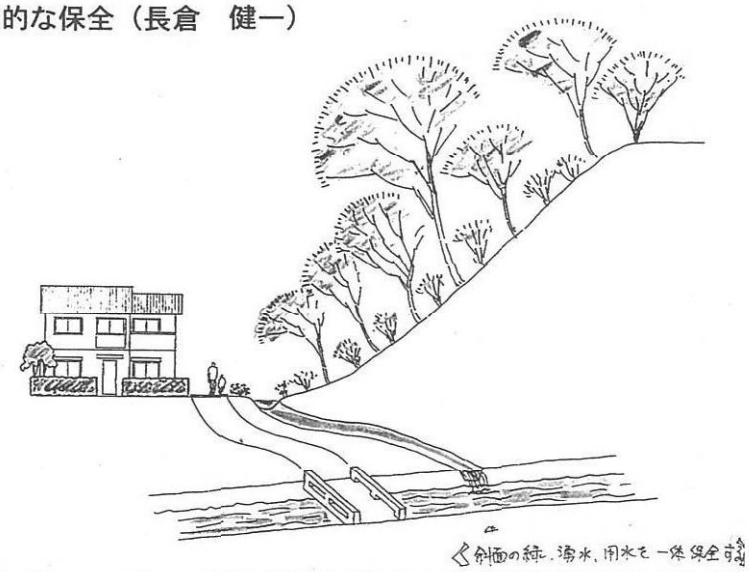

※１自然公園
自然公園法に基づくもので、日野市では都立多摩丘陵自然公園が指定されています。
※２緑地保全地区
都市緑地保全法に基づき都市計画区域内の緑地のうち風致または景観が優れているなど一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地について、それを保全するため指定するものです。
※３緑地保全地域
東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、良好な樹林地や水辺地などを保全するために指定するものです。
※４地域制緑地
緑地保全地区や自然公園区域などのみどりの保全を目的に国や都、市が指定する緑地の総称です。
※５近郊緑地保全区域
首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地で、近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化の恐れが大きい地域において指定することとなっています。

②具体的な施策

施　策	内　容
既存の緑地保全制度の見直しと活用	【見直し】 ・東京都立多摩丘陵自然公園区域や多摩丘陵北部近郊緑地保全区域に関しては、指定内容を特別地域に強化できるよう東京都及び地権者へ働きかけます。 ・市の緑地保全に関する条例である緑地信託制度※1及び登録樹林・登録樹木制度※2は、税制上の優遇措置及び維持・管理費等について充実します。 【活　用】 ・既存の各種緑地保全に関する制度を、地域の実情を踏まえながら選択し、活用を図ります。
小規模な樹林地でも保全できるような仕組みづくり	・既存の各種緑地保全制度の活用。また、それらを活用することが難しい地域について、当面、地権者と市との間で借地契約を取り交わし保全していきます。また、可能な限り市民緑地制度※3を活用します。
環境緑化基金の活用や市の単独買収による樹林地の保全	・環境緑化基金※4を活用し、樹林地を買い取り、保全していきます。
毎年一定の樹林地の買い取り予算の計上	・樹林地の保全を着実に進めるために、毎年一定の樹林地の買い取り予算を計上します。
土地の寄付による樹林地の保全 トラスト※5による樹林地の保全	・インターネット等を積極的に活用し、樹林地の保全に理解と協力を求め、樹林地の寄付を募り、保全を推進します。またトラストなどを活用した保全を図ります。
緑の保全のための東京都及び近隣市との連携強化	・多摩丘陵など行政区域をまたぐ広域的なつながりを持った樹林地を保全する場合は、都や関連する市との連携を図り、広域的な視点に立って樹林地の保全に努めます。
緑地保全制度等の充実に向け、国や東京都へ要請	・国や東京都等の関係機関へ固定資産税・相続税等、樹林地を保全するため、対策の検討を要請します。
公共・民間施設を活用した広域的な緑のネットワークの強化	・日野市及び近隣市には、多摩丘陵部に敷地規模の大きいオープンスペースを持った大学・企業・研究所等が立地しています。そこで、多摩丘陵の樹林地のつながりを確保する上では、これらをネットワークさせることは有効であります。よって、大学・企業・研究所等の公共・民間施設に、オープンスペースの開放と樹林地の保全を呼びかけます。
日野市景観条例の制定	・日野市には丘陵地・崖線樹林地、農地、河川・用水・湧水等の多くの自然資源が存在していますが、昭和30年代からの高度成長期に宅地化が進みました。今後は、市の緑資源を次世代に残し、潤いのあるまちづくりを実現するために景観条例の制定を検討します。
日野市環境基本条例運用による開発指導要綱の充実	・環境基本条例を踏まえ、開発指導要綱の充実を図ります。
地区計画※6・緑地協定※7・建築協定※8の締結促進	・良好な都市景観の創出に向けて、住宅地等での緑化や、建替え等によるオープンスペースの確保など、地域住民が主体となってまちづくりのルールを決める地区計画・緑地協定・建築協定の締結促進に努めます。

※1 緑地信託制度
日野市緑地信託等に関する条例に基づき、良好な自然的環境を形成している緑地を保全する制度です。

※2 登録樹林・登録樹木制度
日野市みどりの保護育成に関する要綱に基づき、樹林・樹木の所有者に対して維持・管理費用の一部を補助し、樹木を保全していく制度です。

※3 市民緑地制度
都市緑地保全法に基づき、みどりの保全を推進するため、土地所有者からの申し出により市や緑地管理機構が当該土地の所有者と市民緑地契約を締結して一定期間住民が利用できるようにするための制度です。

※4 環境緑化基金
日野市環境緑化基金条例に基づき、市内の緑化推進及び緑地保全の資金を積み立て、その経費に充てるものです。

※5 トラスト
無秩序な開発や都市化の波から自然環境や歴史的環境の破壊を防ぐため、住民から寄付を募って土地を買い取り、保全していこうとする運動です。

※6 地区計画
都市計画法に基づき、良好な市街地の環境を将来にわたり守るため、建物の用途や形態、敷地面積などを市が定める制度です。

※7 緑地協定
都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者などの全員合意により、あるいは開発事業者が市街地の良好な環境を確保・形成するために結ぶ協定です。

※8 建築協定
住宅地の居住環境等を維持増進するため、土地所有者や借地権者などが自主的に建築物の用途や形態などに関して基準をつくり合意するものです。

（２）河川・用水・湧水の保全に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●河川・用水・湧水の維持・保全を図ります
●健全な水循環確保のために、丘陵地・崖線の緑及び農地の保全を図ります
●生態系に配慮した水循環ネットワークを形成します

一級河川である多摩川・浅川・程久保川・谷地川や準用河川である根川及び幹線用水路など計 357.34ha を継続して確保していきます。

これらの河川区域等のうち、多摩川・浅川を広大な自然空間・レクリエーション空間として、また、程久保川、幹線水路を水辺を生かした散歩道などとして利用できるよう確保していきます。

●ホタルのすみかとなる谷戸の保全（飯田　一彦）

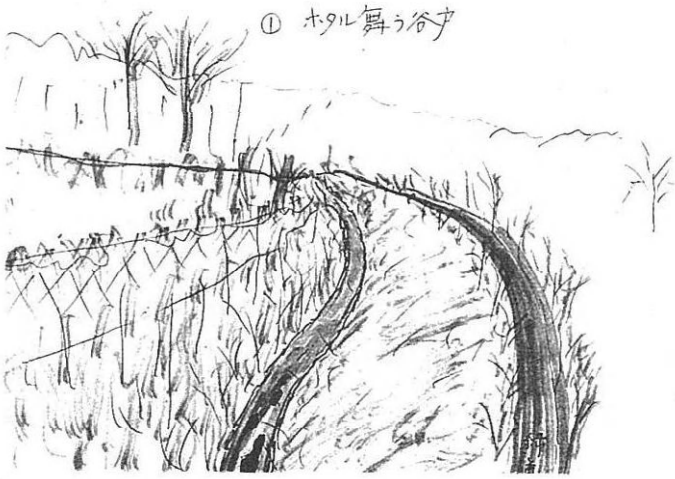

●野鳥が飛来するワンドの保全（荘司　耕一）

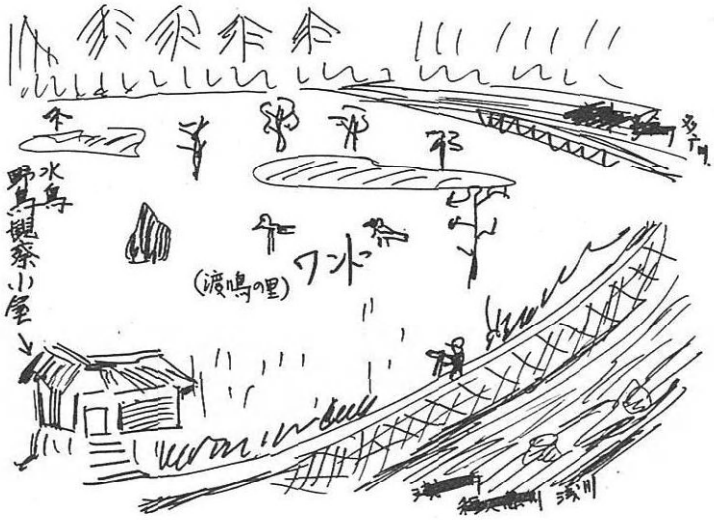

②具体的な施策

施　策	内　容
浅川の都市計画緑地の指定と河川環境管理計画の策定	・市内の重要な緑と水のネットワークの根幹をなす浅川は、緑地としての担保方策が講じられていません。そのため浅川を都市計画緑地として都市計画決定します。また、浅川環境管理計画の策定を建設省に要請し、市の骨格となる浅川の保全を図ります。
水利権の確保	・環境用水・農業用水としての水利権を維持・継続できるように建設省に要請します。
永続的な年間通水の実施による用水の保全	・市内を縦横に流れる総延長 180 kmに及ぶ用水は、多様な生物が生息しているため、通年通水の確保を図ります。(国土庁の「水の郷」百選に指定されています)
清流条例の充実	・清流条例を流域対策・水循環・水辺環境、生態系にまで対象範囲を広げて、内容の強化を図ります。
水辺を活かすまちづくり計画の推進	・土地区画整理事業等の宅地開発による丘陵地・崖線の樹林地や都市農地の減少とともに、用水路は暗きょ化され減少しています。そのため、開発事業等が実施される際には、「水辺を活かすまちづくり計画」の推進を図ります。
災害時の生活用水として、河川・用水・湧水・井戸の活用	・阪神・淡路大震災において、身近な水辺が災害時のライフラインとして機能したことが報告されています。そこで、河川・用水・湧水・井戸を災害時の生活用水として位置づけ、誰もが利用しやすい水辺として保全・整備を図ります。
湧水・地下水確保のための丘陵地・崖線の樹林地の保全	・湧水・地下水涵養のために樹林地を保全し、雨水の貯留と流出抑制機能の維持を積極的に図ります。
用水確保のための水田の保全	・農業の衰退、土地区画整理事業等による農地（水田）の減少とともに用水は減少しているため、特に水田を積極的に保全し、用水の確保を図ります。
休耕田を遊水池として活用	・雨水を一時的に貯め、河川等への流量の調節を行うために、休耕田を活用した遊水池の設置を図ります。
雨水涵養のための透水性舗装と雨水貯留システム（雨水浸透ます・貯留槽など）の活用	・湧水・地下水の涵養を図るため、公共施設には雨水浸透施設及び雨水貯留施設を設置します。 ・市民及び民間事業者が雨水浸透施設及び雨水貯留施設を積極的に設置するよう指導します。 ・道路整備においては、透水性舗装を積極的に推進します。
河畔林の保全・育成	・水辺生態系の保全と創造を図るため、河畔林を保全・育成します。また、浅川を都市計画緑地として決定します。
ワンド・ビオトープ※の保全 土堤の用水路の保全	・水辺生態系の保全と創造を図るため、浅川・程久保川合流点のワンドの保全及び新たなワンドやビオトープの整備を図ります。また同様に、市内に数少ない土堤の水路についても積極的に保全していきます。

※ビオトープ
　生物を意味するＢｉｏと場所を意味するＴｏｐｅとを合成したドイツ語で、多様な生物が生息できる環境(場所)を意味します。

（３）都市農地の保全に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●多面的な機能を持つオープンスペースとして一体的に保全します
●魅力ある農業経営の推進と農業を続けられる仕組みをつくります
●里山の保全と利用の促進を図ります

現在指定されている 130.55ha の生産緑地地区（平成 10 年 9 月）を、農業基本条例の理念のもと、平成 22 年までに 132.89ha に拡大していきます。

倉沢地区、新井地区、西平山地区、川辺堀之内地区、東光寺地区の５地区を重点地区、西平山地区から万願寺地区にかけての沖積低地部を「農の軸」として位置づけ、残すべき農地として生産緑地地区の拡充を図っていきます。あわせて、農業者の高齢化や後継者問題に対応するため、農業を支援する仕組みを検討していきます。

また、「農の軸・拠点」などの緑化重点地区を補完し、環境保全・防災上等、住環境の向上に資するまとまりのある農地については、周辺市街地の状況を勘案し、積極的に保全していきます。

②具体的な施策

施　策	内　容
農のあるまちづくり計画の推進	・市内では土地区画整理事業が施行中または、計画中となっている地域があり、農地をとりまく周辺環境の変化や農地の減少が懸念されます。そのため土地区画整理事業等の宅地開発時には、農地を残す換地設計や営農条件を勘案した土地利用の促進を方針としている「農のあるまちづくり計画」を推進します。
分散している農地の交換・集約化の推進	・農地を宅地化する傾向は依然として高く、農地が市街地内に分散し、営農環境が良好な状態とは言えない農地も存在します。よって、生産緑地と宅地化農地を交換・集約化し、面的に広がりのある農地を整備し、良好な営農条件の創出を図ります。
生産緑地の保全と拡充	・都市農業の育成と良好な都市環境の形成を図るため、農の拠点や骨格軸内の生産緑地地区を保全し、その周辺の宅地化農地を生産緑地として拡充します。 ・また、農の拠点や骨格軸等の緑化重点地区を補完し、環境保全・防災上等、住環境の向上に資するまとまりのある農地については、周辺市街地の状況を勘案しながら、積極的に保全していきます。
農地保全のための新制度の創設	・生産緑地地区制度は、税制面などの優遇措置が受けられる一方で、長期的な営農が義務づけられるなど柔軟な対応とはなっていません。そのため、市内の生産緑地の指定状況は約 50％程度となっています。よって、残り半数の宅地化農地の保全を推進するために、次のような新制度の創設を検討します。 **①農地信託制度** 緑地信託制度にならった形での宅地化農地の税の減免措置を講じる制度を検討します。 **②農地保存協定制度** 農業者と市で農地保存の期間について取り決める協定を結び、その期間内は助成をする制度を検討します。 **③防災協力農地制度** 災害時に避難空地・仮設住宅用地・復旧資材置き場等として利用可能な農地を、農家の申し出に基づいて登録する制度。登録された防災協力農地は、災害が発生し市や市民がそれらを活用した場合には、農地の使用料の支払いや作物補償等を行う制度を検討します。

農地保全の法制度等の充実に向け、国や東京都へ要請	・国や東京都等の関係機関へ固定資産税・相続税等、農地保全の対策の検討を要請します。
援農ボランティア制度の創設	・農業者の年齢は高齢化し、農業を続けること自体が難しい状況となっています。そのため農業者による耕作等が困難な状況になったときは、第３者が代わりに耕作を行う援農ボランティア制度の創設を検討します。
企業的農業経営の確立	・農業を継続するための経営戦略として、作物のブランド化や経営効率の良い作付けを推進します。
直売所の核となるファーマーズセンター等の施設の設置とシステム化	・直売所は市内に48箇所設置されており、好評を得ていますが、市内には生産量・販売収入の少ない農家も多くいます。そこで、地場消費を増大させ、農家と市民の交流の促進と多品目に渡る新鮮な農産物の供給の場としてファーマーズセンター等の整備を推進します。
『ふれあい果樹の里づくり』の一層の推進	・平成４年に策定された都市農業推進計画に基づき、果樹の里づくり推進事業として、萬蔵院台りんごの里推進事業が行われています。今後は、リンゴだけではなくブドウやブルーベリー、梨などについても「果樹の里」として、市全体に一層の整備を図ります。
学校給食用野菜供給農家と地域住民との交流の推進	・学校給食への地元野菜利用は、昭和58年度から行われており、現在では小・中学校28校中27校まで広がっています。これは、食べ残しが減るだけではなく、子供達が畑に育つ野菜などに興味を持つといった効果も見られています。よって、地域農業を環境学習の一環として位置づけ、農家との交流を促進し、今後も学校給食だけではなく、保育園や老人ケアセンター等にも地元野菜の供給を一層推進します。
魅力ある農業経営による後継者等の育成	・農業を支える農業者の年齢も高齢化しているため、活気がなくなりつつあります。そのため、「果樹の里づくり」のような農業経営の安定化に向けた事業推進施策を数多く行い、魅力ある農業経営を展開し、後継者等の育成を推進します。また、声援や応援を農業者に向けて発信し、精神的な側面からの支援も行っていきます。
消費者と結びついた生産流通システムの確立	・生産者と消費者が直接結びついた流通としては、土曜市・生活の広場・回転市場・直売所の４つの流通形態が整備されています。しかし、これらは個々に機能しており、総合的な流通システムとしては十分ではありません。よって新たに農業生産から、流通、消費までの一貫したシステムを創設し、地場消費の推進を図ります。
雑木林の保全と環境資材としての活用 借地契約による里山の保全と活用	・雑木林は生産緑地地区には含まれないため、相続の際に切り売りされるのが現状です。よって雑木林の保全を図るために環境資材として位置づけ、所有者と市、あるいはＮＰＯなどが借地契約を結び、一体的に里山として保全していきます。

●水田と一体となった里山（大木　達雄）

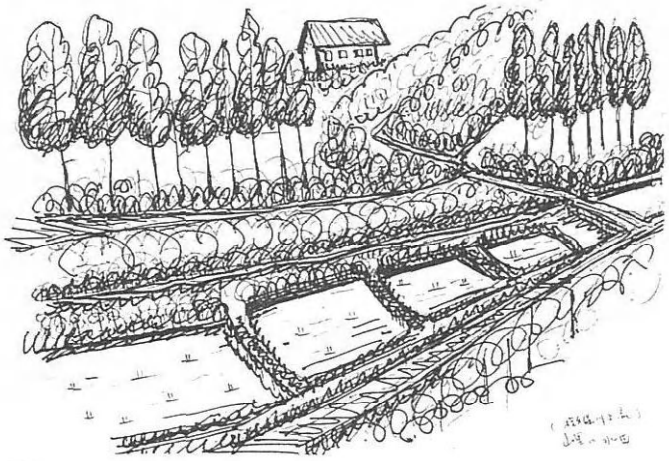

（４）公共施設・民間施設の緑の保全に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●住宅地やまちなかのみどりの保全を図ります

住宅地やまちなかの身近な樹林地については、都市計画緑地として都市計画決定に努めるほか、都条例に基づく緑地保全地域の指定を要請していくとともに、市条例に基づく信託緑地の指定を進めます。

②具体的な施策

施　　策	内　　容
大規模住宅団地等に存在するまとまった樹林地の保全と環境整備 **住宅団地の建替えや駐車場整備などにおける樹林地の保全**	・市内にある大規模住宅団地等は、昭和 30～40 年代にかけてに建設されたものが多く、樹木・樹林も大きく成長し地域の森となっています。よって、住宅団地の建替えや駐車場の整備の際には、周辺の環境整備と併せて積極的に緑の保全と回復に努めます。 ・また、樹林・樹木の伐採を必要最小限にとどめ、事業に影響を与える樹木は移植するなどして保全に努めます。
社寺境内地や文化財と一体となった樹林地の保全 **平地林や屋敷林の保全**	・社寺境内地や屋敷林・平地林、または文化財と一体となった樹林は、古木・老木が多く、地域のランドマークとなっているため、地権者及び管理者に協力を呼びかけ、地域の森として位置づけ、保全を図っていきます。 ・また、用地取得が可能な樹林地では公有化を図り、都市緑地として保全します。

●文化財と一体となった樹林地の保全（飯田　一彦）

2）みどりの整備計画

(1)丘陵地・崖線の緑の整備に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●良好な動植物の生育環境を維持できるよう樹林地の質的な向上を図ります
●散策コースの整備と活用を図ります
●市民の環境学習の場に活用できる施設の整備を図ります

既存の散策コースに接する丘陵地や崖線の樹林地の活用が不十分なため、これらの樹林地をレクリエーション利用や、環境学習の場として利用できるように、散策路などの施設の整備を図り、活用していきます。

②具体的な施策

施　策	内　容
良好な樹林地の保全 動植物の保全	・湧水地等と一体となって存在する樹林地には、動植物が多く生息・生育しているため、積極的に保全を図ります。
雑木林の保全のための萌芽更新※・下草刈りの推進	・かつて、日野市の農村風景を形成していた雑木林を、将来にわたり良好な状態に保つため、市民参画による萌芽更新・下草刈り等を推進します
市民参画による散策路の整備	・歩くことが楽しくなるような歩行者ネットワークの形成を図るため、現在ある４コースの散策路を市民参画で、整備していきます。
コミュニティバス等の活用による散策路の利用促進	・散策コースは市内に分散しているため、各コース間の移動が不便です。よって、各コース間の入り口どうしを結ぶコミュニティバス等の運行を検討し利用者の便宜を図ります。
案内板の設置	・現在ある散策路は、あまり市民に周知されていないため利用者が少ない状況です。よって、駅前等に市民と行政により案内板を設置し利用者の促進を図ります。
（仮称）多摩丘陵自然博物館の整備の検討	・市民の郷土の自然に対する知識を高め、また子供達が楽しみながら自然の特徴や大切さなどを学べる場が市民から求められています。よって、多摩丘陵の樹林地を活用し、実践的な環境学習の場として（仮称）多摩丘陵自然博物館の整備を検討します。
高齢者・障害者・子供が利用しやすい施設の整備	・市内の緑と水を環境学習等に有効活用するため、次世代を担う子供達をはじめ、誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。

●散策路の整備（松村　良）

※萌芽（ほうが）更新
雑木林は、15年～20年に１回根元から切り倒し、薪や炭、シイタケのほだ木などに利用してきました。切り株か らは、新しい芽がのびて雑木林となり、15年～20年でまた切ることをくりかえします。この方法を萌芽更新といい、これにより、雑木林の形態は今日まで残っています。

（２）河川・用水・湧水の整備に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●河川・用水・湧水を活用した公園等の整備を図ります
●河川・用水・湧水を活用した環境学習の場の整備を図ります
●水循環を回復させ、緑と水のネットワークの形成を図ります
●河川沿いの道路を歩行空間として整備・活用します
●公共水域の水質の向上を図ります

河川・用水・湧水を活用した身近な水辺の整備が求められているなかで、向島用水親水路のような生態系に配慮した水辺づくりを行ってきています。

そこで今後も、生態系に配慮しつつ、水辺の親水化を図り、人間にも生態系にも優しい水辺づくりを進めていきます。

●用水路の親水化（池内　弘明）

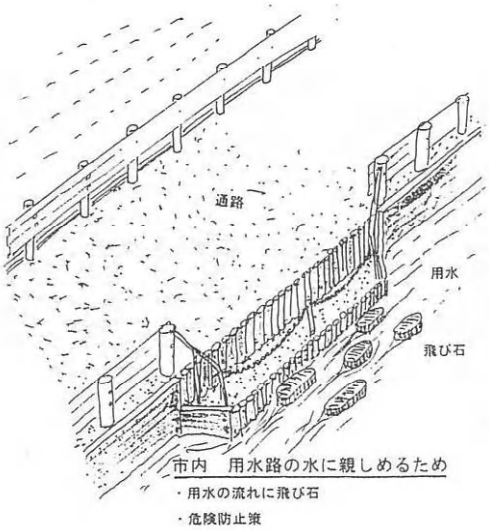

②具体的な施策

施　　策	内　容
用水の多目的利用のための親水化の推進	・レクリエーションや環境学習等に利用するために、親水化が図られている用水はごく一部であるのに対し、親水公園の整備は、市民から多く求められています。よって、親水路や親水公園の整備を促進していきます。
高齢者や障害者、子供に配慮したアプローチ道路の整備	・日野市の人口構成は少子・高齢化傾向にありますが、それに対応した施設が少ない状況です。よって、施設整備の際にはバリアフリー化を図っていきます。
暗きょ化した用水路の開きょ化及び緑道化	・用水路を水循環としてのつながりで確保するため、暗きょ化された用水路の開きょ化を推進します。 ・また、開きょ化が難しい用水路については、その上部を有効活用するため、線的な特性を活かし、緑道として整備を図ります。

水辺の案内板の設置	・「水の郷」を象徴するように市内には多くの水辺が存在しますが、市民に十分に周知されていません。よって、駅前等に「水辺の案内板」を設置し、市内の水辺ポイントを紹介します。これにより利用者の促進を図り、水辺の大切さを普及・啓発していきます。
環境学習の目的にあわせた用水・湧水を取り入れた学校ビオトープの整備	・子供が多くの時間を過ごす学校は、日野市の豊かな緑と水を活かした環境学習の場として整備する必要があります。よって、周辺の自然環境や立地条件を考慮し、用水・湧水を取り込んだ実践的な環境学習の場として学校ビオトープを整備していきます。
公共用地を活用した拠点となる環境学習の場の整備	・市民の郷土の自然に対する知識を高め、子供達が楽しみながら自然の特徴や大切さなどを学べる場が求められています。よって、多摩平処理場跡地や統廃合された学校等を活用し、身近な緑や水辺環境を取り込んだ実践的な環境学習の場の整備を検討します。
伝統工法の活用や、地域の素材を活かした多自然型川づくりの推進	・河川はもともと生活に密着したものでしたが、水質悪化や治水最優先の画一的な川づくりにより、市民からは身近な存在ではなくなり、そこに生息していた動植物も減少しました。よって、市民にもそこに生息している生物にも配慮した川づくりを行うため、地域の素材を活かした多自然型川づくりを推進します。
水と緑のネットワーク整備計画策定と事業の推進 流域ネットワーク計画策定と事業の推進 湧水フィールドミュージアム構想の推進	・水環境の問題は、流域の視点で考慮すべきものです。そのためには、流域ネットワーク計画、水と緑のネットワーク計画を策定し、計画に基づき事業を行っていきます。また、約 200 箇所に及ぶ湧水のレクリエーション利用を踏まえた湧水フィールドミュージアム構想を推進します。
交通安全施設の景観への配慮と植樹帯の整備 歩行者を優先した自動車通行規制の検討 歩行者動線を分断している箇所の改善策の検討	・市内には多摩川・浅川・程久保川などの河川や約 180 kmに及ぶ用水など身近な水辺が数多く存在します。しかし、河川沿いの道路や用水路脇の道路は、歩車の分離がなされていないため危険です。よって、休日に限り自動車通行規制をするなどの検討を行います。また、ガードレールの生け垣化や歩行者動線を分断している箇所の代替ルートについての検討も行います。
公共下水道普及の一層の推進	・日野市の水辺生態系の保全や子供の環境学習・レクリエーションの場として河川や用水を考えた場合、水質が決して良好な状態であるとは言えません。よって、公共下水道普及の一層の推進を図り水質浄化に努めます。
放流排水の汚濁負荷の削減	・石けん、生分解性※の高い洗剤・入浴剤を使用し、生分解性の低いものやトイレ洗浄芳香剤及び有害物質を含むものなど、環境に悪影響を与えるものは使用しません。また、こうした物質を放流しないなど各家庭で努めます。

※生分解性
土壌の微生物によって分解される物質を意味します。

（３）都市農地の整備に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●農地の保全・活用により、農業を市民に理解してもらう場をつくります
●生産緑地・宅地化農地をみどりの空間として位置づけます
●里山の利用を促進します

農作物の成長過程などを体験・学習し、レクリエーションとして楽しむことのできる市民農園や観光農園、高齢者農園などの都市農地を活用した公園整備が求められていますが、こうしたものに対応する施設は少ない状況にあります。

そのため、日野市の地形特性を活かして、用水や湧水、里山と一体的となった農業公園の整備を進めていきます。

②具体的な施策

施　策	内容
用水・湧水を一体的に取り込んだ農業公園・市民農園・観光農園・高齢者農園の整備 休耕田等を活用した在来植物のストックヤードの整備 剪定枝等のチップ化の推進と、チップ・落ち葉を活用した堆肥センターの整備	・市民が「農業を知るきっかけ」となる場の整備が十分ではなく、市民からもレクリエーションとして農作業ができる市民農園などの整備が求められています。よって、用水や湧水、崖線樹林地を一体的に取り込んだ農業公園・市民農園・高齢者農園・観光農園の整備を行い、チップ・落ち葉等を活用した堆肥センターなども併せて整備します。また、休耕田等を活かした在来植物のストックヤードも整備します。

●市民農園の整備イメージ（長倉　健一）

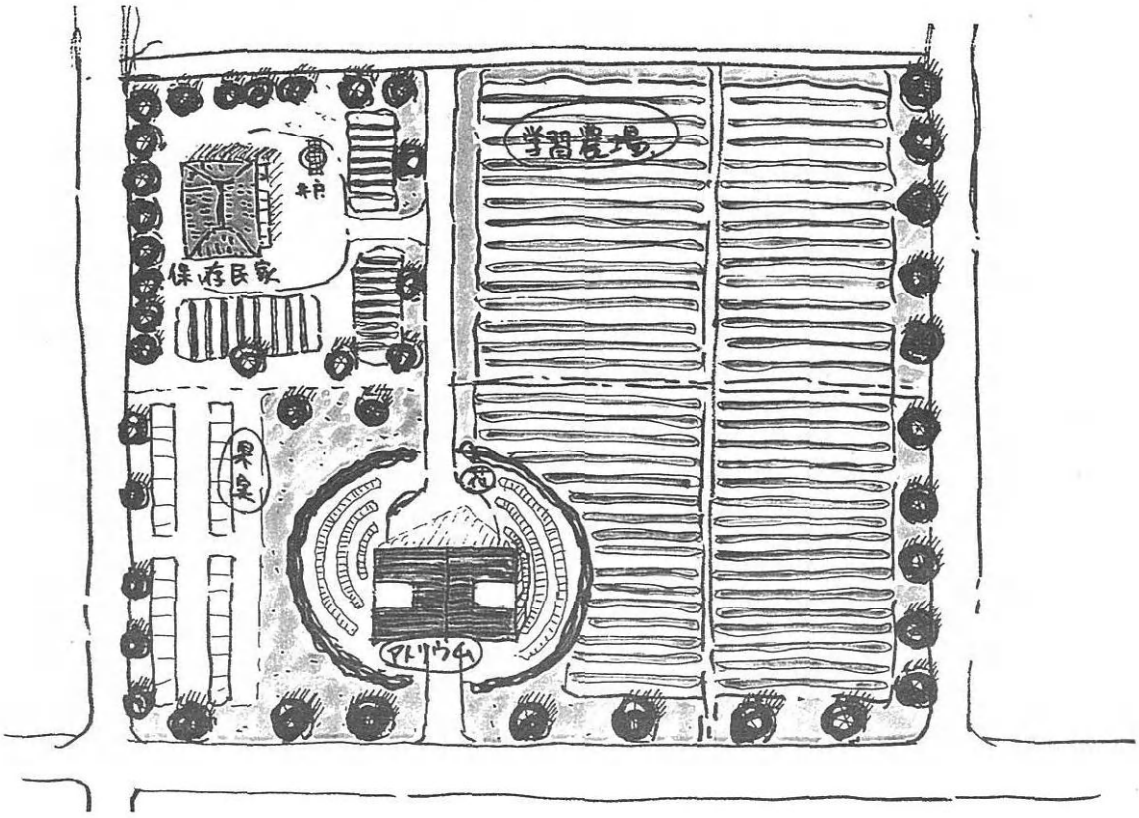

(4)公共施設の緑の整備に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●市民に利用・活用される公園を整備します
●緑と水のネットワークと歩行者ネットワークの形成を図ります
●地域と一体となった日野にふさわしい学校を整備します

○市民に利用・活用される公園を整備するために、次のようなことを推進していきます。

▼身近な公園

身近な公園である住区基幹公園の整備量については、平成22年までに2.56㎡/人(4.83㎡/人)を目指します。

街区公園や近隣公園に関しては、安全・安心なまちづくりを目的として行われる土地区画整理事業にあわせて整備します。

▼その他の都市公園

広域公園の七生公園については、東京都に拡大を要請し、都民が利用できる広域的なレクリエーション拠点として確保を進めます。

日野緑地の整備を進めるとともに、市の骨格である多摩川・浅川を将来的に都市緑地※1として確保し、平成22年までに0.80㎡/人(20.03㎡/人)の整備を目指します。

日野市の地域特性としてあげられる幹線水路及び程久保川に関しては、将来的に水辺を活かした緑道※2として確保していきます。

○みどりと水のネットワークと歩行者ネットワークの形成及び地域と一体となった日野にふさわしい学校として、学校ビオトープ等を整備するため、次のようなことを推進していきます。

▼公共・民間施設緑地

都市公園法以外で規定されている児童遊園、公団等が所有する住宅団地内公園、地区広場、運動場等などの教育施設、歴史的・文化的意義の高い社寺境内地などを公共・民間施設緑地として位置づけ整備していきます。公共施設緑地※3については平成22年を目標として0.81㎡/人(0.62㎡/人)に整備していきます。

歩行空間については、既設の散策コースを整備するほか、都市計画道路の整備と合わせて、歩道を確保するとともに、街路樹等の植栽を行い、ネットワークするよう整備していきます。

※(　　)内は、確保目標

※1 都市緑地
都市公園法に基づく都市公園の一つの種別で、都市の自然環境の保全･改善、都市景観の向上を図るために設けられる樹林地を主とした緑地です。

※2 緑道
都市公園のうち、災害時の避難路や市街地における都市生活の安全性・快適性の確保などを図ることを目的とし、植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。

※3 公共施設緑地
都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を有する緑地で、行政が設置している児童遊園や運動場など緑地の総称です。

●みどりの整備に係わる配置方針及び整備目標

種別		整備目標	配置方針
都市公園	街区公園	1.19 ㎡/人 (1.61 ㎡/人)	・１人当たりの整備面積を市全域で１㎡／人に達するよう配置に努めます。 ・今後施行される土地区画整理事業に合わせて、公園の確保に努めます。
	近隣公園	0.94 ㎡/人 (1.94 ㎡/人)	・今後施行される土地区画整理事業に合わせて、(仮)万願寺第一公園、豊田第一公園、(仮)万願寺第二・４号公園を配置します
	地区公園	0.43 ㎡/人 (1.27 ㎡/人)	・配置に当たっては、多摩川との水と緑のネットワークに配慮して、仲田公園（市民の森スポーツ公園）の拡充を行います。
	身近な公園　計	2.56 ㎡/人 (4.83 ㎡/人)	
	総合公園※1	－　㎡/人 (1.14 ㎡/人)	・都市計画決定されている七ツ塚公園を配置するほか、倉沢地区の生産緑地地区と樹林地を一体的に配置し、田園景観の永続的な保全を図ります。
	運動公園※2	－　㎡/人 (1.12 ㎡/人)	・都市計画決定されている北川原公園のほか、将来的には高齢社会への対応や水と緑のネットワークに配慮し、多摩川に隣接して運動公園を配置します。
	広域公園※3	3.90 ㎡/人 (3.90 ㎡/人)	・東京都の全都市計画区域を対象に全都民の利用に供するものとして配置します。本区域は、八王子都市計画区域と一体をなす多摩丘陵南部系緑地群として既定の七生公園を中心に約 100ha 拡充します。
	都市緑地	0.80 ㎡/人 (20.03 ㎡/人)	・広域的な環境保全に関わる多摩川・浅川、日野市の緑地の基本骨格を形成する日野台地段丘崖線部と、多摩丘陵に残される平山緑地等を都市緑地として配置します。
	緑道	－　㎡/人 (0.78 ㎡/人)	・かつての東京の穀倉地帯の面影を残し、現在でも広く市民に潤いや安らぎを与えている幹線水路や、程久保川沿線を将来的には水辺を活かした緑道として配置します。
都市公園計		7.31 ㎡/人 (31.84 ㎡/人)	
公共施設緑地		0.81 ㎡/人 (0.62 ㎡/人)	・児童遊園、公団等の団地内に存在する住宅団地内公園、地区広場、運動場、市民農園等を公共施設緑地として配置します。
都市公園等計		8.07 ㎡/人 (32.41 ㎡/人)	
民間施設緑地※4		1.08 ㎡/人 (0.89 ㎡/人)	・公開性が高く、社会通念上安定した緑地として永続的な担保を期待することのできる社寺境内地、私立の高校・大学等のオープンスペースを民間施設緑地として配置します。
歩行空間	散策路	－	・既設の散策コースを整備します。また、上記緑地とのネットワーク化に資する道路については、積極的に散策コースとして位置づけ、緑化の推進を図ります。
	歩道	－	・今後の都市計画道路の整備に合わせた整備を行います。

※（　　）内は、確保目標

※１総合公園
　主に市民の休息やスポーツなどの総合的な利用を目的とした都市公園です。
※２運動公園
　都市公園に含まれる公園で、主に市民が運動することを目的に利用される公園です。
※３広域公園
　ひとつの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要に対応することを目的とした都市公園です。
※４民間施設緑地
　社寺境内地や遊園地、市民緑地など公共によらず民間により設置している緑地の総称です。

②具体的な施策

施　策	内　容
事業の実現性を踏まえ、既定計画の見直しを図った公園の適正配置	・日野市も少子・高齢化傾向にあり、市民からもそれに対応する身近なレクリエーションの場の整備が求められています。よって、事業の実現性を踏まえ既定計画の見直しを図った上で、住区基幹公園の適正配置を重点的に進めていきます。
自然・地域特性を活かした公園の整備	・貴重な自然資源である丘陵地・崖線の樹林地や湧水、また、東京の穀倉地帯の面影を残す都市農地や河川・用水路が存在しますが、そのような地域特性を反映した公園が十分とはいえません。また市民からも、これらを活かした公園整備が求められています。よって、公園の新規整備やリニューアルの際には、自然・地域特性を反映した整備を図ります。
在来植物のストックヤードの整備	・公園を整備する際には、在来植物の保護・育成のために、ストックヤードの整備を図ります。
福祉に配慮した公園の整備	・高齢社会への対応として、市民の身近なレクリエーション施設である公園のバリアフリー化を積極的に進め、すべての人にやさしい公園づくりを推進します。
防災に配慮した公園の整備	・阪神・淡路大震災で、災害に対する都市の脆弱性が明らかとなりました。よって、災害発生時における市民の安全を確保するため、防災に配慮した公園整備を図り、安全なまちづくりを公園整備の側からも推進していきます。
市民参画による公園の新規整備とリニューアル	・今までの公園整備で、市民のニーズを反映した整備が十分ではありませんでした。そのため利用者が少ない公園もあります。よって、市民参画による公園の新規整備とリニューアルを推進します。
公園・水・緑をつなぐ道路への街路樹の整備	・歩くことが楽しくなるような歩行者ネットワークを形成するため、公園どうしを結ぶ道路へ街路樹の植栽を行っていきます。また、ガードレール等の交通安全施設の植樹帯への移行も検討し、緑の多い道路づくりを推進します。
公共交通を利用した公園・水・緑へのアクセス向上の推進	・散策路と、市内の主要な駅（日野駅・高幡不動駅・豊田駅）と、公園をつなぐレクリエーションルートを設定し、その広域的なルート上にコミュニティバス等の公共交通の導入を検討します。
水循環再生システムの導入やバリアフリー化による自然や人にやさしい歩道整備 電線類地中化の促進	・高齢社会への対応として、道路整備においてもバリアフリー化の推進や、道路幅員確保のための電線類地中化を検討します。また、地下水の確保と水循環再生を目指し、透水性舗装の積極的な導入を図ります。
環境学習の目的にあわせた学校の改良 学校ビオトープの整備 学校施設内に農地の確保、または付属農場の拡充	・子供が多くの時間を過ごす学校は、日野市の豊かな緑と水を活用した環境学習の場として整備していく必要があります。よって、学校周辺の自然環境や立地特性を考慮し、崖線樹林地や用水・湧水を取り込んだ学校ビオトープの創造、また、農地を活用した付属農場の整備など実践的な環境学習の場としての改善を図ります。

3）みどりの創造計画

(1)丘陵地・崖線の緑の創造に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●樹林地が分断されている丘陵地・崖線部分の緑化を推進し、緑の稜線を再生します

丘陵地・崖線の樹林地で、宅地開発などにより分断されているところについては、地区計画・緑地協定・建築協定の締結の推進を図り、加えて、のり面等の緑化を進めるなど、積極的に緑化の推進を図っていきます。

②具体的な施策

施　策	内　容
日野市景観条例の制定	Ｐ２５参照
地区計画・緑地協定・建築協定の締結促進	Ｐ２５参照
散策路の分断された箇所における緑化の推進	・現在市内には、４つの散策路が整備されていますが、ところどころ緑が分断されている箇所があります。そこで、楽しく歩ける散策路とするため、街路樹の植栽等緑化の推進を図ります。
公共施設の緑化による緑と水のネットワーク化	・緑と水のネットワークの形成のため、公共施設の機能や特性を勘案し、緑化の推進を図ります。
のり面の緑化の推進	・市内には宅地造成時につくられたのり面が存在しますが、緑化が行われている箇所が少ないのが現状です。よって、防災に配慮しながらのり面の緑化を推進し、立体的な緑を創出し、視覚的にも緑あふれるまちづくりを目指します。

●のり面緑化の推進（久田　勇）

【整備前】

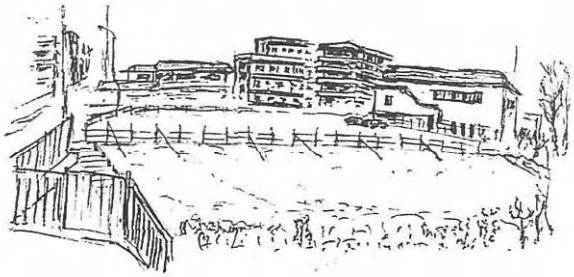

【整備後】

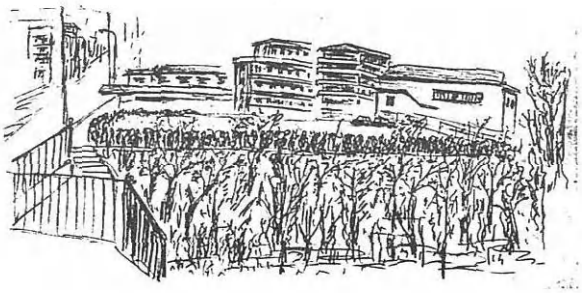

（２）河川・用水・湧水の創造に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●緑と水のネットワークや歩行者ネットワークを形成するため、河川・用水路沿いの緑化を推進します

河川・用水路沿いの道路は、憩いの場となるように、積極的に緑化を推進します。

また、接道部緑化に関しては生け垣等設置補助金等の緑化に関する補助事業を積極的に活用します。

②具体的な施策

施　策	内　容
河畔林の育成	Ｐ２７参照
生物に配慮した水辺ビオトープの創造	・水辺生態系の保全と創造のために、水辺の生き物や景観への配慮を施しながら、水辺ビオトープを創造します。これを推進することにより、水辺の生態系を将来的に持続できるようにします。
ワンド・ビオトープの創造	Ｐ２７参照
用水路沿いの住宅地や道路の緑化の推進	・市内を流れる全長約 180 kmに及ぶ用水路脇には数多く住宅地が存在しており、街路樹等を植栽することが困難です。よって、用水路沿いの住宅地や生活道路に関しては、生け垣の設置や宅地内緑化を積極的に推進し、潤いのある水辺空間の創出を図ります。

●植樹による用水路緑化のイメージ（青島　一昭）

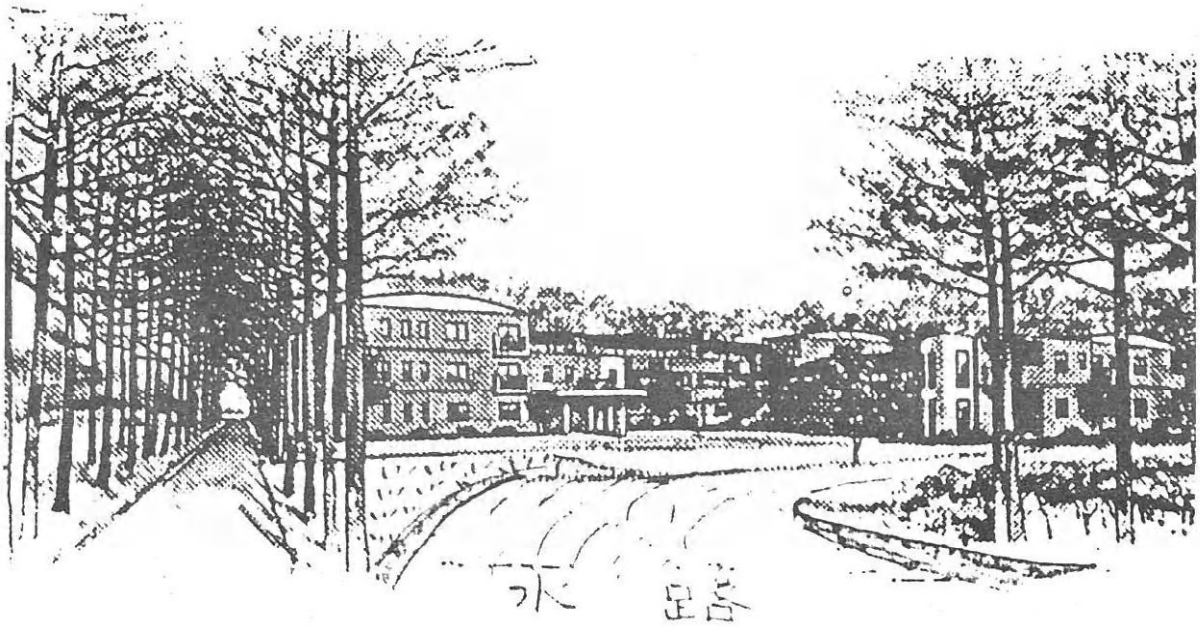

（３）公共施設の緑の創造に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●緑と水のネットワークを形成するため、道路の緑化を推進します
●地域と一体となった日野にふさわしい学校緑化を推進します
●地域の美観や環境等に配慮した緑化を推進します

都市計画道路の整備とあわせて、積極的に街路樹等の植栽を行います。加えて、道路幅員等を考慮し、可能な限り重層的な緑化を行っていきます。鉄道敷や高速道路ののり面については、緑化を推進していきます。また、学校施設については、環境学習に配慮した樹木などを植栽していきます。

なお、樹種の選定については、郷土種を積極的に活用していきます。

②具体的な施策

施　策	内　容
道路植樹帯の整備	・公園・水・緑をつなぐ緑と水のネットワークを形成するため、今後整備される都市計画道路や既設道路へ植樹帯を整備します。
地域特性や立地環境等を踏まえた街路樹の選定	・街路樹の植栽をする際には、地域特性や立地環境、地域住民の意向を踏まえて樹種の選定を行います。
周辺の自然環境に配慮した緑化の推進	・緑化の際には、在来種の保護と育成を図り、周辺の自然環境に配慮した植物を選択し、生態系を壊さないように努めます。
屋上緑化の推進	・自然環境と共生する教育施設を整備するため、市内の小・中学校の屋上緑化を推進します。
駅前等の公共スペースの緑化の推進 地域活動の拠点となる公共施設の緑化の推進	・駅前や地域活動の拠点となる公共施設は、日野市の顔となる場所でもあるため、シンボル的な緑化を図ります。

●道路での植樹帯イメージ（長倉　健一）

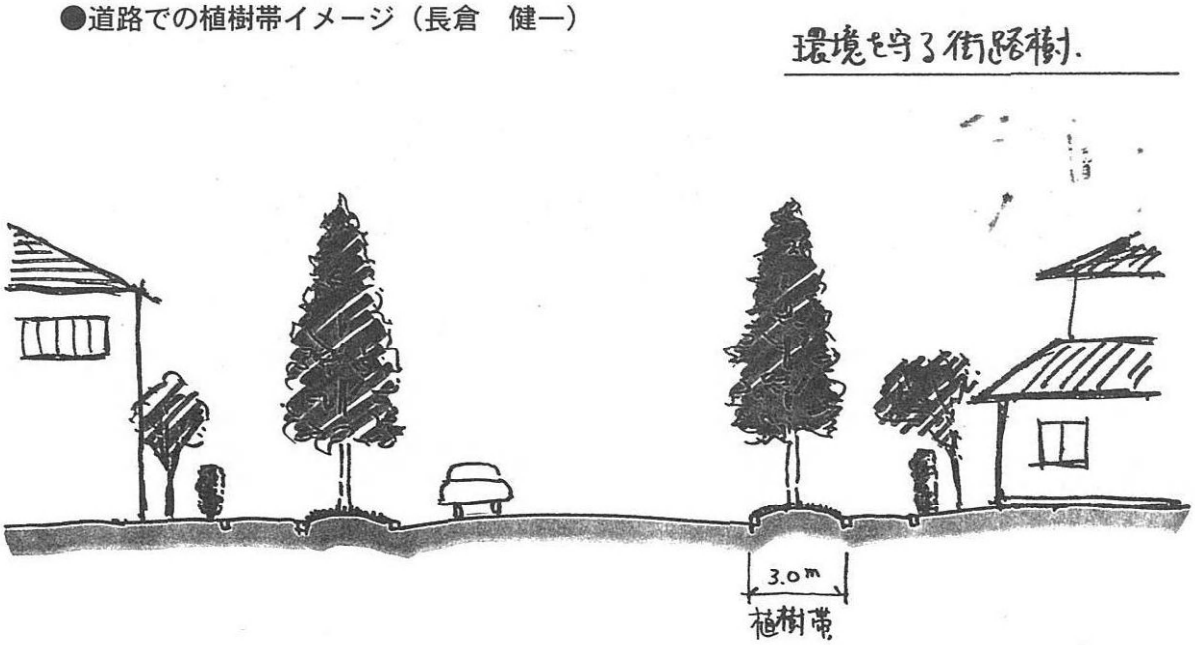

（４）民間施設の緑の創造に関する基本方針と具体的な施策

①基本方針

●住宅地やまちなかの緑化を推進します
●工場等の民間企業の緑化を推進します
●歩くことが楽しくなる緑のネットワークを形成します

公共施設と民間施設を緑のネットワークで結ぶために、住宅地や工場などの民間施設のブロック塀を生け垣化するなどの緑化を推進します。

また、景観向上等の観点から、丘陵地や崖線の住宅地等は積極的に緑化を推進します。

②具体的な施策

施　策	内　容
地区計画・緑地協定・建築協定の締結促進	Ｐ２５参照
駐車場緑化の推進	・駅周辺や郊外大型店には、比較的規模の大きい駐車場があります。駅前は市の顔となる場所であり、郊外店は比較的幅の広い道路に接して立地しています。そこで、駅前の顔づくりと道路沿道を含めた緑のネットワークの形成を図るため、駐車場の緑化を推進します。
ブロック塀の生け垣化や敷地内緑化の推進	・緑豊かなまちなみを創造するため、市民や企業が住宅、店舗、商業ビル、事業所等において、ブロック塀の生け垣化や敷地内緑化を推進します。
地域緑化に対する苗木・花苗の配布の推進	・民間施設の緑化を推進するため、苗木や花苗の配布を行い、緑豊かなまちなみを創出します。
壁面・屋上緑化の推進 ブロック塀の生け垣化や敷地内緑化の推進 工場立地法※1、住みよいまちづくり指導要綱※2、東京における自然の保護と回復に関する条例等の活用による緑化の推進	・市内には、大規模工場が数多く存在しています。これらの緑化の推進は、緑豊かなまちなみを実現するためには重要なことです。よって、壁面や屋上緑化の推進、工場立地法・住みよいまちづくり指導要綱※2・東京における自然の保護と回復に関する条例等を活用しながら、積極的に緑化を推進します。
企業活動における環境負荷に配慮した環境マネージメントシステム（ISO14000s※3）取得の推進	・緑と水が豊かで、市民が健康に暮らすために、事業活動に対して環境マネージメントシステム（ISO14000s）の取得を推進します。
緑と水のネットワークを分断している住宅地の緑化と接道部緑化の推進	・多摩丘陵の樹林地は大規模な宅地開発等により、つながりが分断されています。よって、丘陵部などの樹林地と接している住宅地の緑化を推進し、緑の稜線の形成を図ります。
生活道路等に面する宅地での緑化の推進	・市内には、街路樹を植樹することの出来ない狭い道路も存在します。よって、そのような生活道路等に面する住宅地においては、生け垣等設置補助金を活用して、緑化の推進を図ります。

※１工場立地法
工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするために定められた法律で、特に、敷地面積に対して25％以上の環境施設面積を確保することが決められています。

※２住みよいまちづくり指導要綱
市内で行われる一定規模以上の開発事業に対して、過密化やスプロール化等住環境の悪化及び災害の防止を図るために適正な指導を行うために作成された要綱です。

※３ＩＳＯ14000ｓ（アイ・エス・オー14000シリーズ）
国際標準化機構の略。特にＩＳＯ14000ｓは環境マネジメントシステム・環境監査等の規格として定められています。

4）みどりの育成計画

①基本方針

●樹林地の保全や水辺の利用促進のために、樹林地の大切さを理解してもらいます
（丘陵地・崖線の緑）
●水質の向上や水辺の利用促進のために、市民に水の大切さを理解してもらいます
（河川・用水・湧水）
●多面的な機能を持っている都市農地の大切さを市民に理解してもらいます
（都市農地）
●みどりの歴史的・文化的意義を市民に理解してもらいます　（民間施設の緑）

イベントや自然観察会の開催、みどりのマップづくり、案内板の設置や現在行われている緑化月間や水路清流月間の充実、広報やインターネット等の活用によるみどり資源のＰＲなどを積極的に行い、市民にみどりの大切さを理解してもらうよう努めます。

●市民の自立性をフォローできる市民参画による維持・管理システムを確立します
（丘陵地・崖線の緑、河川・用水・湧水、都市農地、公共施設の緑）

市内には多くの市民団体とボランティアが存在しますが、個々に活動しているため、お互いの連携が不十分です。そのため、市民団体やボランティアをネットワーク化するための組織を設立し、緑の保全・創造・育成活動が円滑に行えるような基盤を整えます。

加えて、樹林地や農地を保全していくためには、法制度などの指定だけではなく、維持・管理についても積極的に支援していく必要があります。また、地権者及び管理者からは、技術力の高いボランティアが求められています。そのため、技術力の高いボランティアを育成するための専門家による勉強会や講習会を開催します。

●専門家による園芸の勉強会

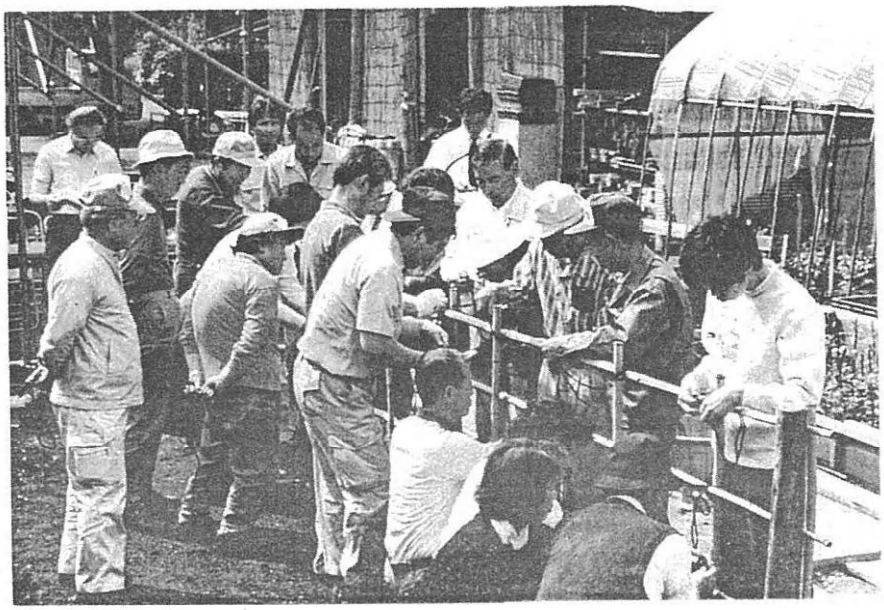

●市民参画による各種調査研究の実施を図ります（丘陵地・崖線の緑）
●市民参画による緑と水のネットワーク、水辺の保全・活用、水循環に係わる調査研究の実施を図ります（河川・用水・湧水）
●利用・活用される公園づくりのために、市民参画による調査の実施を図ります（公共施設の緑）

市内には、みどりに関するボランティアや市民団体が数多く存在します。このような専門性の高い人たちと行政との連携は、調査研究のレベルでは、十分とは言えない状況となっています。

そこで、日野市のみどりに詳しい市民や市民団体と行政が連携を図り、みどりに関する調査研究を行っていきます。

●学校を多目的施設として活用します（公共施設の緑）

少子・高齢化傾向のなか、学校の空き教室が徐々に増えています。そのため、学校の空き教室をＮＰＯやボランティアの活動拠点として、あるいはみどりの普及・啓発に向けた環境学習の場として活用します。

●緑化を普及させる仕組みをつくります

公園の清掃や樹林地の維持・管理において発生する落ち葉や剪定枝を堆肥化し、公園などの公共施設の植栽地や、必要とする市民に配布するシステムの構築や、都市基盤整備公団で実施しているグリーンバンクシステムなど、みどりのリサイクルに関する仕組みを確立します。

●工場等の民間企業の緑地の開放を要請していきます

広大な敷地を有している工場や企業のオープンスペースは、企業秘密等の保守や安全面等の問題により、地域住民のレクリエーションの場として、一般に開放されていません。

そこで、企業と話し合い、企業の有する緑地の開放を要請していきます。

●子供たちの手による花壇づくり

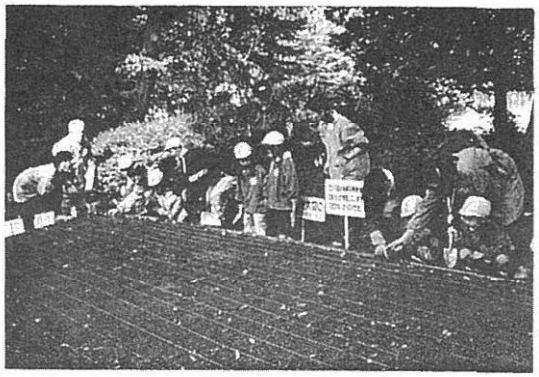

②具体的な施策

●丘陵地・崖線の緑

施　策	内　容
イベントや自然観察会の開催 散策路のＰＲの実施 緑情報のマップ・パンフレットづくり 緑化月間の充実 学校教育のカリキュラムへの環境学習の導入	・市民に広く樹林地の大切さを理解してもらうために、イベントや自然観察会の開催、散策路のＰＲの実施、緑情報のパンフレットづくり、緑化月間の充実を図ります。 ・樹林地を保全していくには、次世代を担う子供の視点や意向が重要となってくるため、環境学習を学校教育のカリキュラムへ取り込みます。また、子供達が楽しみながら自然の重要性や仕組み、市民生活との関わりを学べるように、自然観察会等とも連携を図ります。
地権者へ樹林地保全の協力の呼びかけ	・市内に存在する丘陵地・崖線の樹林地の多くは、民有地です。そのため、地権者の協力なしでは、緑豊かなまちづくりを実現することは困難です。よって、樹林地の地権者に対し、保全の協力を呼びかけていきます。
市民・企業・行政等が連携した、市民参画によるみどりの維持・管理・運営	・みどりの維持・管理は、市内の一部の緑地で市民参画により行われていますが、依然として地権者及び管理者の費用や労力面での負担が多い状況です。よって、市民・企業・農協・行政等が連携しながら、市民参画でみどりの維持・管理・運営を行っていきます。
みどりに関するボランティアや市民団体等をネットワーク化する組織の設立	・市内にはみどりに関するボランティアや市民団体が存在しますが、それらの連携は十分ではありません。よって、ボランティアや市民団体が円滑に活動できるように、それらをネットワーク化する組織を設立します。
みどりに関する市民活動を支援する仕組みづくり	・市内にはみどりに関する市民団体が活発に活動をしていますが、各団体を支援する仕組みが十分ではありません。よって、みどりに関する市民活動が円滑にできるよう、行政・企業等は、積極的に協力していきます。
リーダーの育成や管理手法の学習のための勉強会の開催	・樹林地の維持・管理において、ボランティアの技術力の向上が求められています。よって、樹林地の維持・管理方法の勉強会を開催し、ボランティアの技術向上を図ります。
みどりの維持・管理・運営のＰＲの実施	・市民参画によるみどりの維持・管理を全市的に広めるために、一部で行われている市民参画によるみどりの維持・管理・運営をＰＲし、積極的な参画を募ります。
自然環境に配慮した維持・管理の実施	・在来種の保護と育成や生態系の維持を図るために、周辺の自然環境に配慮した樹林地の維持・管理を行います。
緑の復元可能性調査の実施 緑の実態調査の継続的な実施 水と緑のネットワーク整備計画策定調査の実施	・緑の復元可能性調査の実施、緑の実態調査の継続的な実施、水と緑のネットワーク整備計画策定調査の実施を図り、よりきめ細かな対応を図ります。

●河川・用水・湧水

施　策	内　容
水質向上や水辺利用促進のための啓発活動の実施 水辺情報マップ・パンフレットづくり 水路清流月間の充実 環境学習への積極的活用	・市内の河川・用水・湧水の大切さを理解してもらうために、水辺のシンポジウム、水辺の資料館、クリーンデー等の開催による啓発活動の実施、水辺情報のマップ・パンフレットづくり、水路清流月間の充実を図ります。 ・河川・用水・湧水を保全するには、次世代を担う子供の視点や意向が重要となってくるため、河川・用水・湧水を環境学習へ積極的に活用していきます。
清流条例の充実	Ｐ２７参照
市民・企業・行政等が連携した市民参画によるみどりの維持・管理・運営	Ｐ４４参照
みどりに関するボランティアや市民団体等をネットワーク化する組織の設立	Ｐ４４参照
みどりに関する市民活動を支援する仕組みづくり	Ｐ４４参照
リーダー育成や管理手法の学習のための勉強会の開催	・保全や維持・管理に関する専門家を招き、専門性の高いボランティアとなるための勉強会を開催し、各地域のリーダーとなる人材を育成します。
みどりの維持・管理・運営のＰＲの実施	Ｐ４４参照
自然環境に配慮した維持・管理の実施	・ビオトープネットワークの形成を図るため、水辺生態系を壊さない維持・管理手法を実践します。
河川・用水・湧水の維持・管理マニュアルづくり	・市民参画による河川・用水・湧水の維持・管理を広く実践するために、市民でも分かりやすい維持・管理マニュアルを作成し、市民参画による維持・管理を促進します。
継続的な水質調査の実施 地下水・湧水のメカニズム調査の実施 生態系に配慮した河川・用水・湧水の保全・活用調査の実施 農業の将来計画を見据えた用水路保全・活用調査の実施	・継続的な水質調査の実施や地下水・湧水のメカニズム調査、生態系に配慮した河川・用水・湧水の保全・活用調査、農業の将来計画を見据えた用水路の保全・活用調査を実施し、河川・用水・湧水のきめ細かな保全・活用を推進します。

●水質向上のための啓発活動

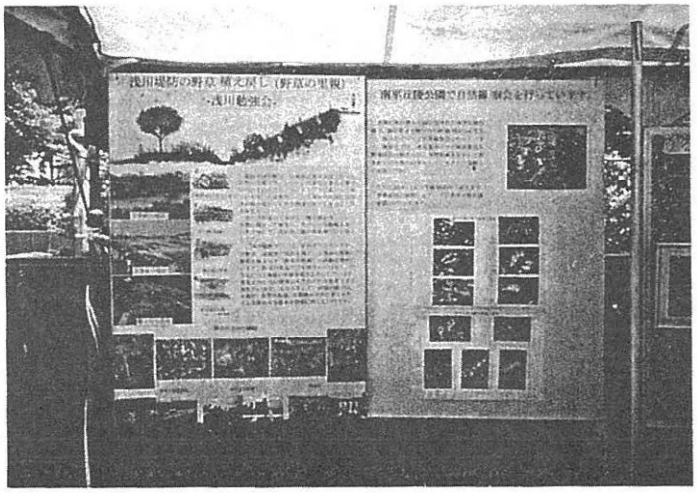

●都市農地

施　策	内　容
農業祭り、収穫祭などのイベントの開催 農地・農産物のマップづくり 農作物のＰＲの実施 緑のリサイクルシステムの推進 学校教育としての農業体験の普及と授業へのカリキュラム化	・市内の農業や都市農地の大切さを理解してもらうために、農業祭り、収穫祭などのイベントの開催、農地・農産物のマップづくり、農作物のＰＲの実施、堆肥の提供などによる緑のリサイクルシステムを推進します。 ・都市農地を保全していくためには、次世代を担う子供の視点や意向が重要となってきます。よって、子供達が楽しみながら農業の重要性や歴史、食生活との関わりを学べるように、実践的な環境学習活動としての農業体験を学校教育のカリキュラムへ取り込みます。
農業を身につけるための『農業大学』などの開講 援農ボランティアの育成	・農作業において、技術力の高いボランティアが求められています。よって、市内の農業者を招き、農作物の育て方や農地の維持・管理方法を学べる勉強会（農業大学）を開催し、ボランティアの技術向上を図ります。
市民・農協・行政の連携による援農ボランティア制度の確立	・農業経営の確立や市民の農業に対する理解と関心を高めるために農協や行政が中間に立ち、市民が農業の手助けを行うことができる援農ボランティア制度の確立を検討します。
みどりに関するボランティアや市民団体等をネットワーク化する組織の設立	Ｐ４４参照
市民・企業・行政等が連携した、市民参画によるみどりの維持・管理・運営	Ｐ４４参照
みどりの維持・管理・運営のＰＲの実施	Ｐ４４参照

●みどりと水の市民塾での農業に関する勉強会風景

●公共施設の緑

施　策	内　容
学校の校庭開放や空き教室の活用 学校のみどりを活用した環境学習の実践	・日野市には少子・高齢化傾向にあるため、空き教室があります。また、小・中学校は、地域の環境学習などの拠点としても有効です。よって、校庭開放や空き教室を利用し、学校のみどりを活用した環境学習を実践していきます。
市民・企業・行政が連携した、市民参画によるみどりの維持・管理・運営	Ｐ４４参照
みどりに関するボランティアや市民団体等をネットワーク化する組織の設立	Ｐ４４参照
みどりに関する市民活動を支援する仕組みづくり	Ｐ４４参照
リーダーの育成や技術力向上に向けた管理手法学習のための勉強会の開催	・公園内の樹木の整枝・剪定等の維持・管理に関する専門家を招き、専門性の高いボランティアとなるための勉強会を開催し、各地域のリーダーとなる人材を育成します。
ボランティアによる公園ガイドの配置	・緑の啓発活動の一環として、公園内にボランティアによる公園ガイドを配置します。
企業のファンド等の支援事業の活用	・市民団体が円滑に活動するために、企業のグリーンファンド等の活用を推進します。
みどりの維持・管理・運営のＰＲの実施	Ｐ４４参照
広報等を活用した公園のＰＲ	・公園の利用の促進を図るため、広報やインターネット等を活用し、市内の特徴的な公園の施設内容等のＰＲを行います。
公園利用実態調査の実施	・利用者ニーズに対応した公園として整備するために、市民参画による公園利用実態調査を行います。

●市民による花壇の管理風景

●民間施設の緑

施　策	内　容
専門家による緑化相談や市民の園芸知識向上のための勉強会の開催	・宅地内緑化に関する技術的な情報提供や指導が求められているため、それらの維持・管理に対する勉強会を開催します。
木や草花の愛好者の集いの開催	・緑を通した市民どうしのコミュニケーションの促進を図るため、ボランティア組織や市民団体等に属していない、木や草花の愛好者が気軽に集える場を設置します。
グリーンバンクシステムの検討	・不要になった樹木や草花等を受け入れ、必要とする家庭等へ配布するグリーンバンクシステムを検討します。
落ち葉や剪定枝のリサイクルシステムづくり	・公園の清掃や樹林地の維持・管理において発生する落ち葉や剪定枝を堆肥化し、園芸愛好家等に配布するため、落ち葉や剪定枝のリサイクルシステムを確立します。
工場・企業敷地内緑地の地域住民への開放の要請	・市内には大規模工場が多く立地し、敷地内には規模の大きいオープンスペースが存在していますが、企業という性格上、市民へ公開されているのはごく一部です。そこで、企業は敷地内の緑地の地域住民への開放や、緑化に関して市民の声が反映できる仕組みづくりに努めます。
工場・企業の緑化に関して、市民の声が反映できる仕組みづくり	
歴史資源や文化資源としてのＰＲ	・市内には、百草園や高幡不動尊に代表されるように歴史的にも文化的にも高く評価できる樹林地が存在します。そこで、施設のみのＰＲだけではなく、みどりについても積極的にＰＲし、みどりの歴史・文化的側面を市民に理解してもらいます。
市民参画による維持・管理の推進	・みどり豊かなまちづくりは行政や企業のみでなく、地域住民の協力により初めて実現するものです。そこで、市民参画によるみどりの維持・管理を積極的に推進します。

●花苗の配布

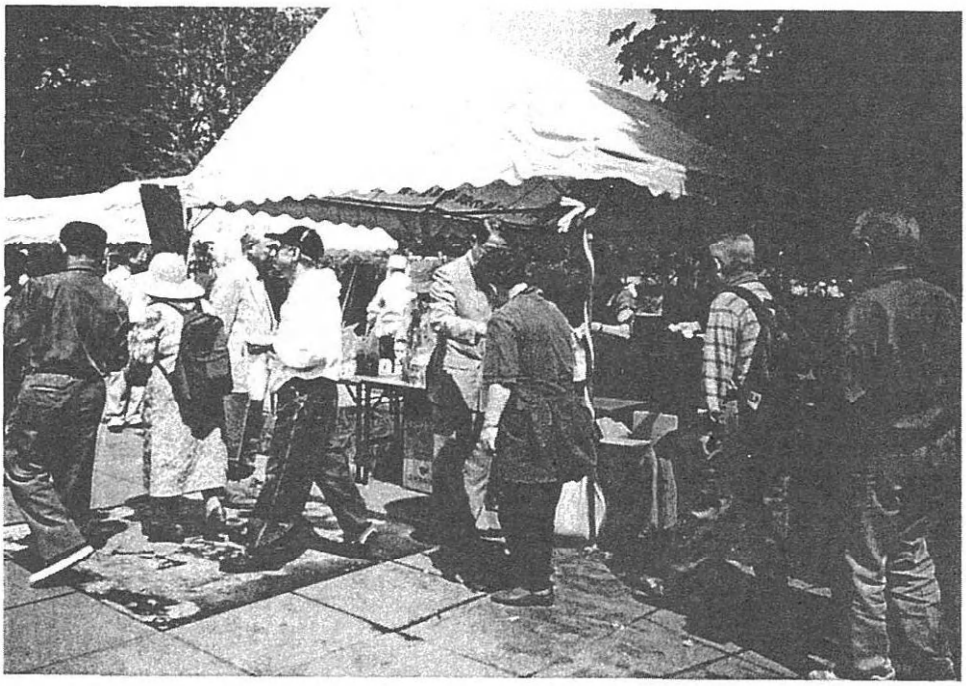

「みどりと水の市民塾生」イラスト集（その３）

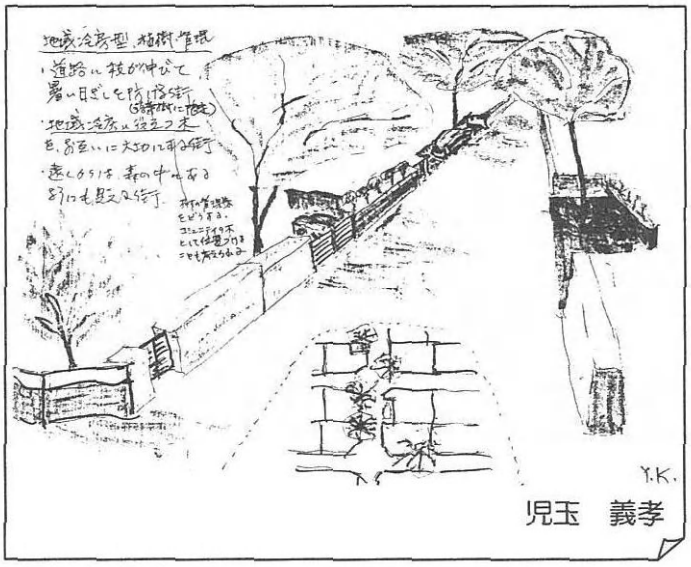

児玉　義孝

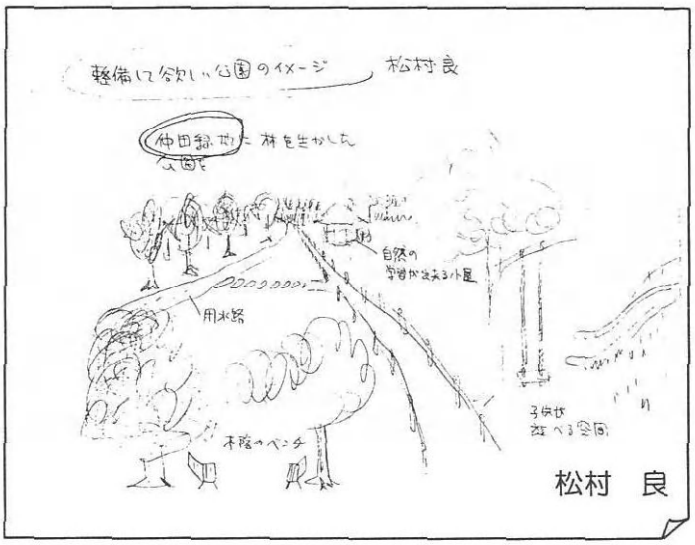

松村　良

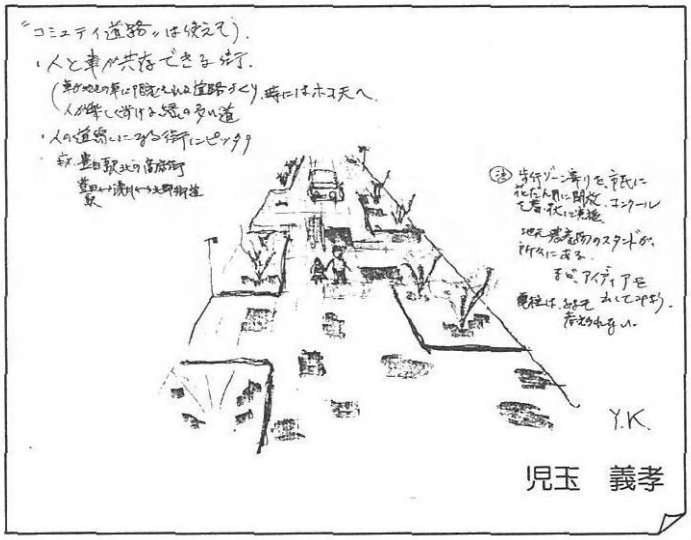

児玉　義孝

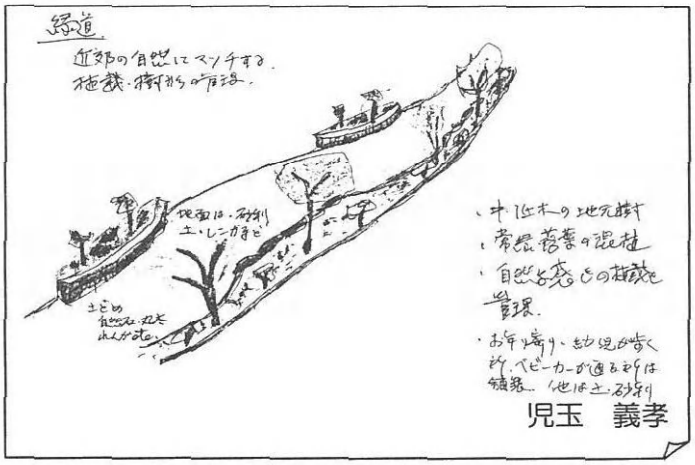

児玉　義孝

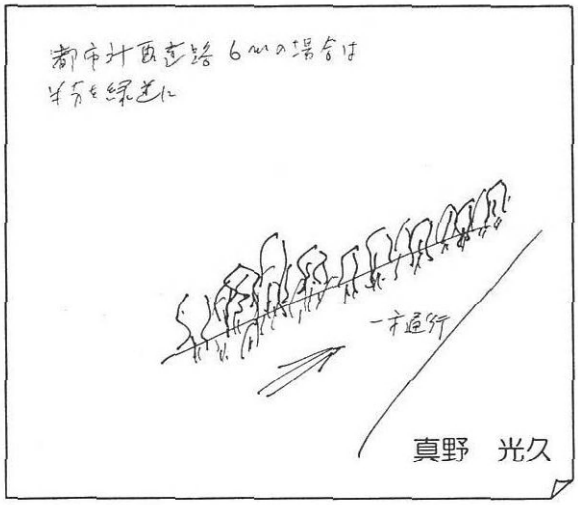

真野　光久

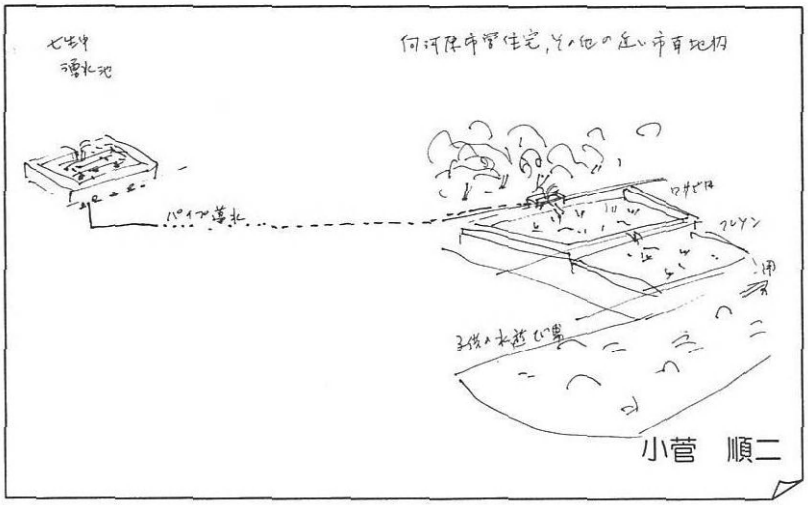

小菅　順二

「みどりと水の市民塾生」イラスト集（その４）

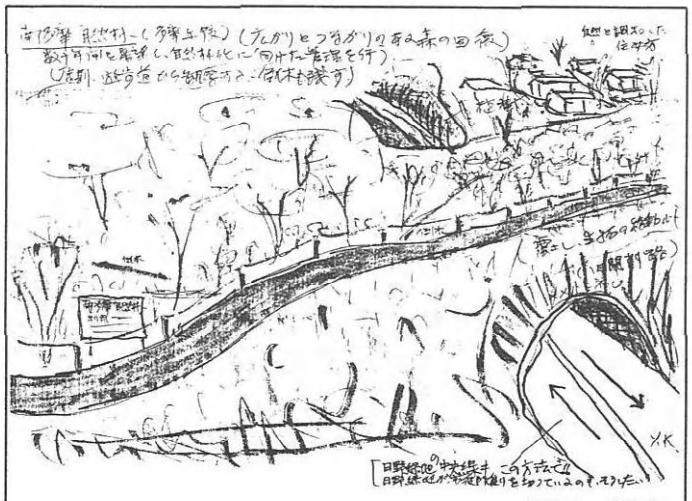

児玉　義孝

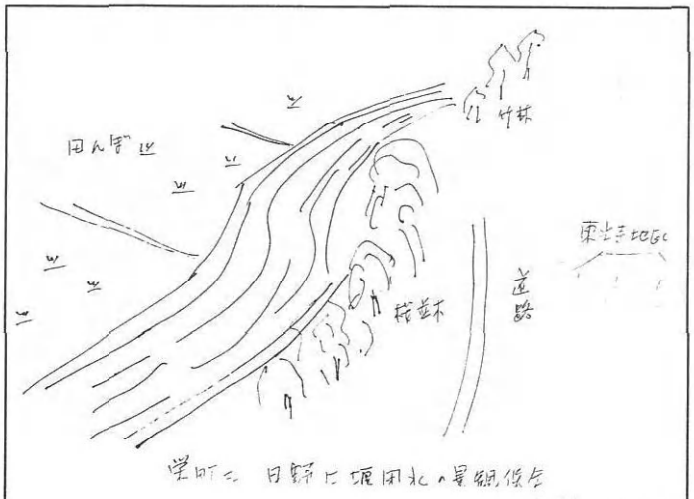

小菅　順二

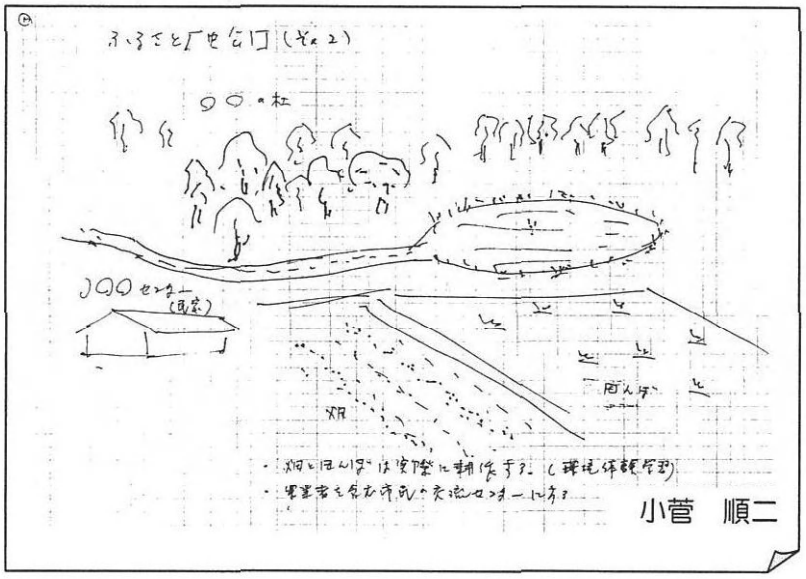

小菅　順二

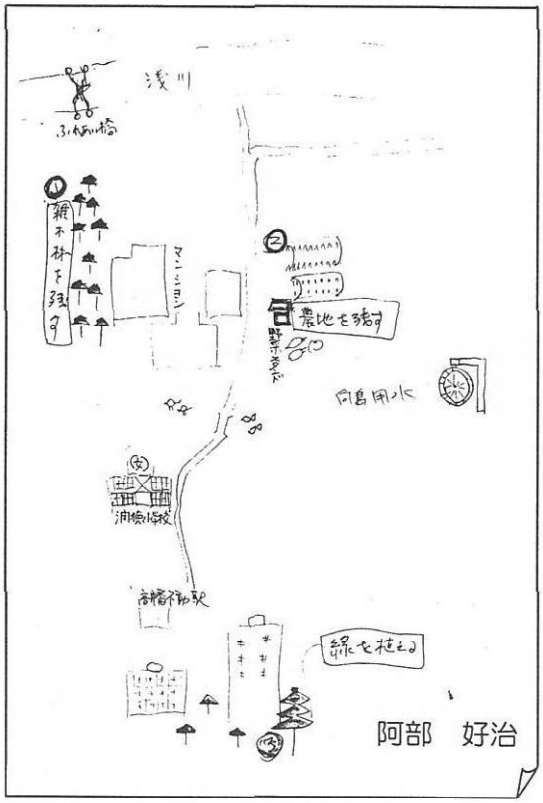

阿部　好治

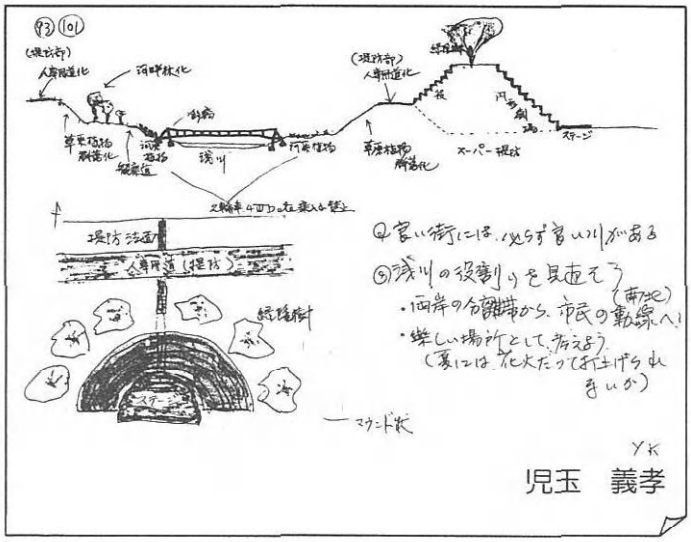

児玉　義孝

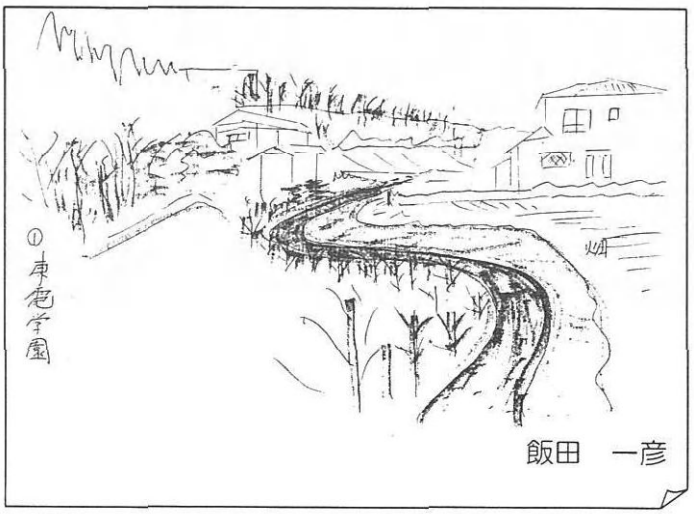

飯田　一彦